

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	①認知症グループホームの合計定員数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

本市の高齢者人口は令和22（2040）年度まで増加傾向にあり、介護サービス利用者についても、今後、増加するとともに介護サービスの需要が多様化することが想定されます。

令和元年度に実施した高齢者等実態調査及び在宅介護実態調査の結果から、認定者や高齢者同士による老老介護、介護に伴う離職等といった、介護者の負担が日常生活に支障をきたしている状況があり、こうした現状を背景として、安心して介護生活を継続していくため、在宅サービスとともに、施設系サービスや居住系サービスについても、適切に確保を図っていく必要があります。

第7期計画では、認知症グループホーム 1事業所（定員18人）を整備し、合計152人分の整備が完了しています。

しかし、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症グループホームの整備状況（令和2（2020）年度末時点）

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷 津	3	45
秋 津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋 敷	1	9
東習志野	3	44
合 計	11	152

＜具体的な取り組み＞

認知症により自宅での暮らしが困難になった高齢者が、引き続き、住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活を続けられるよう、認知症グループホームの整備を進めます。

認知症グループホームは、1事業所につき定員が18人以下と定められており、比較的小規模な施設整備が可能です。民有地の活用が容易であると考えられるため、民間事業者からの提案により、2事業所（定員合計36人）の新規整備を行います。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
認知症グループホームの 合計定員数（人）	188（新規整備分：36）		

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・運営事業者公募の実施状況及び選定結果

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 目標としている36人分の施設整備については、18人分の整備を行う2事業者を選定し、事業者において整備を進めている。このうち18人分については令和5年3月に施設を開設した。 残る18人分の整備について、事業者において取り組んでいるところである。
自己評価結果 【◎】 目標値である36人分の整備の目途が立ち、選定した事業者において施設整備に取り組んでいることから、目標を達成できていると評価する。
課題と対応策 令和4年度と同様 【課題】 ・事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 ・選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）
実施内容 目標としていた36人分の新規整備のうち、18人分については令和4年度に事業所が開設し、残る18人分についても事業者において施設整備に取り組んできたが、工事に伴う関係機関との調整等に不測の時間を要したため、開設が令和6年11月にずれ込む見通しとなった。
自己評価結果 【△】 目標値である36人分の整備の目途が立ち、選定した事業者において施設整備に取り組んでいるものの、18人分の整備について令和6年度にずれ込むこととなったため、50%の目標達成と評価する。
課題と対応策 令和4年度と同様 【課題】 ・事業者の選定にあたっては、本市が設定した開設予定時期までの整備完了が見込めるかなど、事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 ・書類選考や面接の際に、選考委員会をはじめとする関係者による丁寧な審査やヒアリングを行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	②小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の合計定員数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

本市の高齢者人口は令和22（2040）年度まで増加傾向にあり、介護サービス利用者についても、今後、増加するとともに介護サービスの需要が多様化することが想定されます。

令和元年度に実施した高齢者等実態調査の結果から、支援や介護が必要となったとしても自宅で生活続けたいと希望する人が多く、在宅サービスの充実が求められています。

今後も、質・量ともに高まる在宅サービスのニーズの把握に努めつつ、対応を充実させていく必要があります。

第7期計画では、小規模多機能型居宅介護を1事業所（登録定員29人）整備し、合計87人を受け入れる体制を整えました。

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備状況（令和2（2020）年度末時点）

事業種別	日常生活圏域	事業所数	定員数（ ）内は 宿泊定員数（人）
小規模多機能型居宅介護	谷 津	1	29（ 7）
	津田沼・鷺沼	1	29（ 7）
	東習志野	1	29（ 9）
看護小規模多機能型居宅介護	—	0	0（ 0）
合 計		3	87（23）

<具体的な取り組み>

通いを中心に、宿泊・訪問といったサービスを組み合わせて柔軟に利用できる小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備を進めることにより、できる限り在宅生活や住み慣れた地域での生活が続けられるよう支援します。

民間事業者からの提案により、1事業所（登録定員合計29人）の新規整備を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
小規模多機能型居宅介護または 看護小規模多機能型居宅介護の合計定員数（人）	116（新規整備分：29）		

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・運営事業者公募の実施状況及び選定結果

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和5年度は、選定した事業者において、施設整備に取り組んでいるところである。
自己評価結果 【◎】 目標値である29人分の整備の目途が立ち、選定した事業者において施設整備に取り組んでいることから、目標を達成できていると評価する。
課題と対応策 令和4年度と同様 【課題】 ・事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 ・選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）
実施内容 目標値である29人分の整備の目途が立ち、選定した事業者において施設整備に取り組んできたが、工事に伴う関係機関との調整等に不測の時間を要したため、開設が令和6年11月にずれ込む見通しとなった。
自己評価結果 【×】 目標値である29人分の整備の目途が立ち、選定した事業者において施設整備に取り組むものの、開設が令和6年11月にずれ込むこととなった。
課題と対応策 令和4年度と同様 【課題】 ・事業者の選定にあたっては、本市が設定した開設予定時期までの整備完了が見込めるかなど、事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 ・書類選考や面接の際に、選考委員会をはじめとする関係者による丁寧な審査やヒアリングを行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－2 高齢者の住まいの確保
指標	①高齢者向け住まいの供給量
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加、介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、身体や生活の状況に応じて入所ができるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの確保が必要とされています。いずれも生活相談や食事の提供などの生活上必要な援助が受けられるほか、一部の住まいでは介護サービスを併せて提供することもあります（介護保険法における特定施設入居者生活介護）。

平成23（2011）年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度から5年度分の固定資産税の3分の2の額を減額する制度を適用しています（減額の要件あり）。

令和2（2020）年度末時点で、935人分の供給量を確保しています。

高齢者向け住まいの整備状況（令和2（2020）年度末時点）

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116 戸
有料老人ホーム（住宅型）	85 人
有料老人ホーム（介護付）	398 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130 人
養護老人ホーム	50 人
シルバーハウジング	50 戸
高齢者向け優良賃貸住宅	106 戸
合 計	935 人

<具体的な取り組み>

第7期計画から引き続き、高齢者人口（65歳以上）に対し、3%以上供給することを目指します。

また、定期的に入居状況や介護サービスの提供状況を把握するとともに、未届けの有料老人ホーム等を確認した場合には、積極的に千葉県に対し情報提供を行い、質の確保に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者向け住まいの供給量 ※令和5（2023）年度 高齢者人口 42,016 人（見込）	高齢者人口（65 歳以上）の 3%以上 1,260 人以上（見込）		

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 特定施設入居者生活介護の整備状況
- ・ 高齢者向け住まい等の入居状況調査の結果（4 月と 10 月に実施）

自己評価シート【1-2 ①高齢者向け住まいの供給量】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容 令和5年4月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。（入居状況調査は、毎年4月と10月の年2回実施している。）	
自己評価結果 令和5年4月時点	【△】 高齢者人口（65歳以上） 41,241人 目標値（高齢者人口の3%） 1,237人② 実績値（住まいの確保量） 931人 市民の入居者数（R5.4.1時点） 547人① ※①／②=44.2%
課題と対応策 【課題】 高齢者向けの住まいについては、事業者側からの提案により整備が行われている状況にある。高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。	

後期（実績評価）	
実施内容 令和5年10月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。（入居状況調査は、毎年4月と10月の年2回実施している。）	
自己評価結果 令和5年10月時点	【△】 高齢者人口（65歳以上） 41,375人 目標値（高齢者人口の3%） 1,241人② 実績値（住まいの確保量） 931人 市民の入居者数（R5.10.1時点） 552人① ※①／②=44.5%
課題と対応策 【課題】 ・高齢者向けの住まいについては、事業者側からの提案により整備が行われている状況にある。高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 ・入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	①指定事業者の実地指導実施事業所数（実地指導の実施率）
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で実地指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容などについて確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。

また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

実地指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
指導対象事業所数	51	87	89
実地指導実施事業所数(実地指導の実施率(%))	10 (19.6)	18 (20.7)	18 (20.2)
集団指導実施回数(回)	0	2	0

<具体的な取り組み>

指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図り、本市指定の事業者に対する実地指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。

また、集団指導も随時開催していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
指導対象事業所数	93	96	100
実地指導実施事業所数(実地指導の実施率(%))	16 (17.2)	16 (16.7)	17 (17.0)

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・人員基準、設備基準、運営基準、運営指導及び報酬請求指導において実地指導を行った10事業所とも指摘事項はなかった。

自己評価シート

【1-3 ①指定事業者の实地指導実施事業所数（实地指導の実施率）】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和5年11月20日～12月18日の期間に、地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所を対象に計16事業所に実施。 なお、「实地指導」は、名称を「運営指導」に変更し、实地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用できることとした。（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」に即し、「習志野市指定地域密着型サービス事業者等指導実施要綱」を改正、令和4年5月18日施行。）	
自己評価結果 【◎】 ・人員基準、設備基準、運営基準、運営指導及び報酬請求指導において運営指導を行った16事業所とも指摘事項はなし。	
課題と対応策 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症が発症した事業所について、外部の訪問者の受け入れが困難になり、運営指導の日程が急遽変更となる可能性がある。 【対応策】 ・指定有効期間である6年に1回の実施を確保するため、余裕をもって日程調整を行う。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	②集団指導実施回数
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で実地指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容などについて確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。

また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

実地指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
指導対象事業所数	51	87	89
実地指導実施事業所数（実地指導の実施率（％））	10 (19.6)	18 (20.7)	18 (20.2)
集団指導実施回数（回）	0	2	0

<具体的な取り組み>

指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図り、本市指定の事業者に対する実地指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。

また、集団指導も随時開催していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
集団指導実施回数（回）	1	1	1

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 集団指導実施回数

自己評価シート【1-3 ②集団指導実施回数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 集団指導については、令和6年4月1日施行の介護保険制度改正について決定された内容等を居宅介護支援事業所に対し3回に分け実施した。
自己評価結果 【◎】 ・ 計画どおりに実施できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 ・ 専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・ 職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。

後期（実績評価）
実施内容 前期（中間評価）のとおり、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象として集団指導を実施し、令和6年度からの制度改正の内容等について周知を図った。各事業所が参加しやすくするため、同じ内容の集団指導を令和5年9月13日、14日、19日の3回に分けて実施した。
自己評価結果 【◎】 ・ 計画どおりに実施できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 ・ 専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・ 職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	③介護サービス相談員の派遣
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する介護サービス相談員を派遣しています。
 介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者などの疑問や不満、不安などの相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。
 また、介護サービス事業所、介護サービス相談員および保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。
 介護サービス相談員は、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。
 介護サービス相談員の受入れについては、事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	68	79	78
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	656	661	562

＜具体的な取り組み＞

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護サービス相談員の派遣

自己評価シート【1-3 ③介護サービス相談員の派遣】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・介護サービス相談員の派遣実績は13人。 ・2人1組で、月1回程度の頻度で事業所を訪問している。 ・現任の相談員5名が職能団体主催の研修に参加予定。
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （実績13人／目標値14人＝達成率93％）
課題と対応策 【課題】 ・介護サービス相談員の人材確保。 【対応策】 ・関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。

後期（実績評価）
実施内容 ・市内事業所へのアンケート調査の結果、93事業所のうち76事業所から受入れ可能との回答を得たことから、令和6年度も引き続き派遣を実施する。 ・現任の相談員5名が職能団体主催の研修に参加した。 ・任期満了に伴い、6名の介護サービス相談員が退任した。令和6年度は現任の相談員8名、新規委嘱者5名の13名で活動を予定している。
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （実績13人／目標値14人＝達成率93％）
課題と対応策 【課題】 ・介護サービス相談員の人材確保 【対応策】 ・関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	④介護サービス相談員受入れ事業所数
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する介護サービス相談員を派遣しています。
 介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者などの疑問や不満、不安などの相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。
 また、介護サービス事業所、介護サービス相談員および保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。
 介護サービス相談員は、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。
 介護サービス相談員の受入れについては、事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	68	79	78
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	656	661	562

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
受入れ事業所数	80	83	85

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 介護サービス相談員受入れ事業所数

自己評価シート【1-3④介護サービス相談員受入れ事業所数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・市内受入れ事業所数は55箇所である。
自己評価結果 【○】 ・派遣中止以前（令和2年度、80箇所）に比べ、受け入れ事業所数は25箇所減少している。（実績55箇所／目標値85箇所＝達成率65％）
課題と対応策 【課題】 ・昨年度調査の時点で受入れ不可とされた事業所についても、再開を検討する必要がある。 【対応策】 ・受入れ可否の状況について、引き続き情報収集を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・市内受入れ事業所数は55箇所である。
自己評価結果 【○】 ・派遣中止以前（令和2年度、80箇所）に比べ、受け入れ事業所数は25箇所減少している。（実績55箇所／目標値85箇所＝達成率65％） ・令和6年度派遣に向けて市内事業所へのアンケート調査を行った結果、93事業所のうち76事業所から受入れ可能との回答を得たため、令和6年度は受け入れ事業所の拡大が見込まれる。
課題と対応策 【課題】 ・受入れ不可とされた事業所についても再開を検討する必要がある。 【対応策】 ・受入れ可否の状況について、引き続き情報収集を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	⑤介護サービス相談員の訪問回数（延べ）
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する介護サービス相談員を派遣しています。
 介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者などの疑問や不満、不安などの相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。
 また、介護サービス事業所、介護サービス相談員および保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。
 介護サービス相談員は、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。
 介護サービス相談員の受入れについては、事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	68	79	78
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	656	661	562

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	672	672	672

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護サービス相談員の訪問回数（延べ）

自己評価シート【1-3⑤介護サービス相談員の訪問回数（延べ）】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・介護サービス相談員の訪問回数（延べ）：189回（令和5年7月末時点報告済回数）
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （月あたりの訪問回数は47回（189回／4か月）であり、目標値の56回（672回／12か月）に対して、達成率は84％）
課題と対応策 【課題】 ・受入れ事業所数の減少に伴い、訪問回数も減少している。 【対応策】 ・受入不可の事業所についても、受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・介護サービス相談員の訪問回数（延べ）：546回（令和6年3月末時点報告済回数）
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （訪問回数546回／672回＝達成率81％）
課題と対応策 【課題】 ・受入れ事業所数の減少に伴い、訪問回数も減少している。 【対応策】 ・受入不可の事業所についても、受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	①重度変更率（千葉県とのかい離）
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。
このような状況の中でも、全国の保険者との差が開かないよう平準化に向けて、研修の機会を設けるとともに、一次判定から二次判定において判定が変わる率を表す変更率などを分析し、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めています。

介護保険認定申請の受付状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
受付件数（件）	6,049	5,515	6,383

一次判定から二次判定の変更率（令和元（2019）年 10月～令和2（2020）年 3月末）

	重度変更率	軽度変更率
習志野市（％）	12.3	0.2
千葉県（％）	10.6	0.4
差（ポイント）	+ 1.7	- 0.2

<具体的な取り組み>

国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行い、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修などにおいて共有し、介護認定の平準化を図ります。
また、重度変更率については、千葉県とのかい離が0.5ポイント以内になることを目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
重度変更率 (千葉県とのかい離)	—	—	0.5ポイント以内

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 重度変更率（千葉県とのかい離）

自己評価シート【1-4①重度変更率（千葉県とのかい離）】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和5年の認定調査員研修については、業務の都合上市の調査員の参加が難しかったが、市内事業所の調査員には積極的に参加の声掛けが行えた。 ・令和5年4月に審査会委員が改選され、総会にて市としての審査会の考え方について資料を配布し周知を図った。
自己評価結果 【×】 ・研修への参加については周知ができたものの、肝心の市職員の参加が難しかった。 ・総会開催の際に審査会委員へ審査会の考え方についての資料配布ができた。 ・国の要介護認定適正化事業の業務分析データによると、令和4年9月末時点の重度変更率は、習志野市が15.2%、千葉県が10.3%となっており、千葉県とのかい離が4.9ポイントある。
課題と対応策 【課題】 ・重度変更について安易な変更になっていないようにするための、変更理由の明確化。 ・今年度は委託調査が多いため、委託調査の調査票の点検の必要性。 【対応策】 ・明確な変更理由がない場合の確認を行う。 ・特に委託の調査については事務局にて重点的に点検を行う。 ・令和6年の審査会委員及び認定調査員の研修に事務局も含め積極的に参加してもらう。

後期（実績評価）
実施内容 ・令和6年2月に行われた認定審査会委員現任者研修に委員50名中33名が参加。 ・令和6年4月から新たに着任する委員3名中2名が、令和6年3月に行われた認定審査会委員新規研修に参加。（残りの1名は令和6年4月の同研修に参加予定）
自己評価結果 【×】 ・国の要介護認定適正化事業の業務分析データによると、令和5年4月から令和5年9月までの分析データによると重度変更率は、習志野市が20.1%、千葉県が10.4%となっており、千葉県とのかい離が9.7ポイントある。
課題と対応策 【課題】 ・重度変更について安易な変更になっていないようにするための、変更理由の明確化。 ・令和5年度は委託調査が多かったため、委託調査の調査票の点検の必要性がある。 【対応策】 ・明確な変更理由がない場合の確認を行う。 ・特に委託の調査については事務局にて重点的に点検を行う。 ・令和6年度の審査会委員及び認定調査員の研修に事務局も含め積極的に参加してもらう。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	②居宅介護支援事業所の実地指導実施事業所数
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
 介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。
 また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

実地指導実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実地指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	2	11	11

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する実地指導において、ケアプランの点検および事例検討を行っていきます。
 また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
実地指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	10	10	10

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 居宅介護支援事業所の実地指導実施事業所数

自己評価シート【1-4②居宅介護支援事業所の実地指導実施事業所数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 ・令和5年11月20日～12月18日の期間に、居宅介護支援事業所等4事業所に実施。 なお、「実地指導」は、名称を「運営指導」に変更し、実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用できることとした。（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」に即し、「習志野市指定地域密着型サービス事業者等指導実施要綱」を改正、令和4年5月18日施行。）
自己評価結果 【△】 ・運営指導（実地指導）については、事業者の指定の有効期間（6年間）のうちに1回以上実施することとしているが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いこれまで実施を控えてきた地域密着型サービス事業所への指導を優先したことから、居宅介護支援事業所への実施は4事業所にとどまった。 ・人員基準、設備基準、運営基準、運営指導及び報酬請求指導において運営指導を行った4事業所とも指摘事項はなかった。
課題と対応策 【課題】 ・利用者一人一人に必要な計画を立てられており、必要な手順を行っているか確認が必要。 【対応策】 ・千葉県における介護支援専門員向けの研修会等を周知し、能力の向上を図る。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	③ケアプラン点検件数
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

ケアプラン点検状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
ケアプラン点検件数（件）	205	494	272

＜具体的な取り組み＞

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する実地指導において、ケアプランの点検および事例検討を行っていきます。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
ケアプラン点検件数（件）	200	200	200

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ケアプラン点検件数

自己評価シート【1-4 ③ケアプラン点検件数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	

後期（実績評価）	
実施内容	・ 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで行ったケアプラン点検件数 235件 ・ 軽度者に対する福祉用具貸与の必要性を決定する際に提出されるケアプランを点検する他、居宅介護支援事業所に対する運営指導（実地指導）の際に点検を実施した。
自己評価結果	【◎】 ・ 目標数以上に実施できたと評価する。
課題と対応策	【課題】 ・ 介護支援専門員のケアプラン作成能力の向上を必要がある。 【対応策】 ・ ケアプラン作成能力の向上を目的とした研修等の開催。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	④集団指導実施回数
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する運営指導において、ケアプランの点検および事例検討を行っています。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
集団指導実施回数（回）	1	1	1

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 集団指導実施回数

自己評価シート【1-4 ④集団指導実施回数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 集団指導については、令和6年4月1日施行の介護保険制度改正について決定された内容等を居宅介護支援事業所に対し3回に分け実施した。
自己評価結果 【◎】 ・ 計画どおりに実施できたと評価する。
【課題】 ・ 専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・ 職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。

後期（実績評価）
実施内容 前期（中間評価）のとおり、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象として集団指導を実施し、令和6年度からの制度改正の内容等について周知を図った。各事業所が参加しやすくするため、同じ内容の集団指導を令和5年9月13日、14日、19日の3回に分けて実施した。
自己評価結果 【◎】 ・ 計画どおりに実施できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 ・ 専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・ 職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	⑤縦覧点検実施率
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検の実施状況（令和2（2020）年3月末時点）

	令和元 (2019) 年度
縦覧点検実施率（％）	13.5

<具体的な取り組み>

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
縦覧点検実施率（％）	70.0	80.0	90.0

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 縦覧点検実施率

自己評価シート【1-4 ⑤縦覧点検実施率】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、縦覧点検を実施した。 ①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③算定期間回数制限チェック一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表 ⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表 ⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表 ⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表
自己評価結果 【◎】 ・令和5年度に提供された計102帳票すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 ・計102帳票（計6,006件）の点検の結果、過誤件数は48件（効果額290,503円）となった。
課題と対応策 【課題】 ・介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 ・毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	⑥医療費突合実施率
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

医療費突合の実施状況（令和2（2020）年3月末時点）

	令和元 (2019) 年度
医療費突合実施率（％）	43.6

＜具体的な取り組み＞

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
医療費突合実施率（％）	70.0	80.0	90.0

＜評価方法＞

◎時点

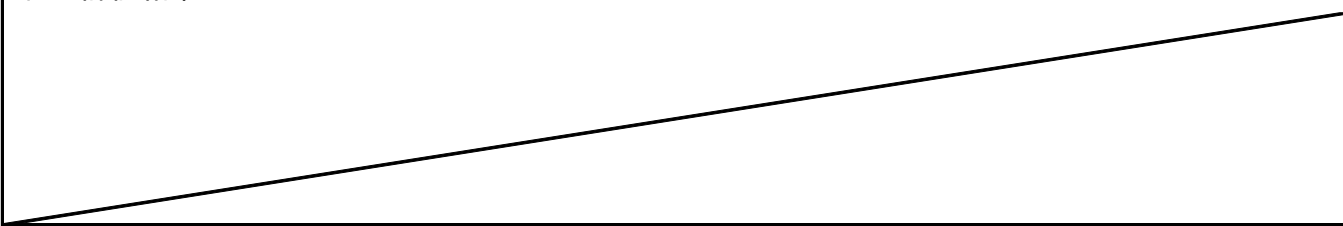
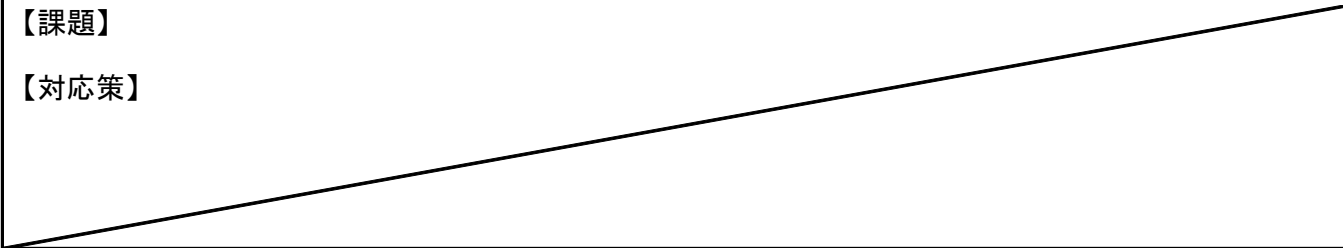
☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・医療費突合実施率

自己評価シート【1-4⑥医療費突合実施率】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果 
課題と対応策 【課題】 【対応策】 

後期（実績評価）
実施内容 千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、医療費突合点検を実施した。 ①医療給付情報突合リスト（国民健康保険分） ②医療給付情報突合リスト（後期高齢者医療分）
自己評価結果 【◎】 ・令和5年度に提供された帳票における計2,904件すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 ・計2,904件の点検の結果、過誤件数は5件（効果額19,280円）となった。
課題と対応策 【課題】 ・介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 ・毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
指標	①地域ケア会議（圏域・個別）の開催数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

本市では、高齢者相談センターの運営を社会福祉法人などに業務を委託し、高齢者本人やその家族、地域の高齢者に関する困りごとに対応する業務を中心として、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、介護予防や生活支援サービス等の利用にかかる支援、給付管理などのマネジメント業務などを行っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議なども行い、高齢者相談センターの機能の拡大・充実を図っています。

しかし、複雑化・多様化する高齢者問題に対応するためには、さらなる専門性の確保や多方面での連携が必要です。併せて、高齢者相談センターでは、地域包括ケアシステムの構築のために中核的機関として取り組んでいますが、今後は、これまで蓄積されたネットワーク体制を強化し、地域課題に対応した取り組みや情報発信ができる運営が求められています。

総合相談支援業務（手段別の相談状況）（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
電話相談（延べ）（件）	4,249	5,021	7,308
所内相談（延べ）（件）	1,726	1,624	1,776
訪問相談（延べ）（件）	3,242	3,354	3,160
合 計	9,217	9,999	12,244

ネットワーク構築に関する活動状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
活動件数（件）	909	969	948
うち、地域ケア会議 （圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

<具体的な取り組み>

高齢者相談センターの運営に必要な人員体制の整備や関係機関との連携などを図り、高齢者相談センターを中心に地域の自主団体活動の立上げや運営支援など、地域課題に対応した取り組みを行っています。

また、高齢者相談センターの質の向上を図るため、介護保険法で義務づけられた事業評価については、より客観的に評価を行う「第三者評価（外部評価）」を定期的実施し、高齢者に対する相談の専門機関として、機能の充実を図っていきます。

「地域ケア会議」については、地域住民を含めた多様な関係者の参加を推進し、高齢者への適切な支援や地域で自立した生活を営むための検討を「圏域」および「個別」で行っていきます。

生活支援体制整備事業では、第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を運営し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながる具体的な検討を行い、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員を中心に地域での交流の場の開催や認知症初期集中支援チームとの連携による認知症の地域支援体制の構築に取り組んでいきます。

これらの事業や地域のニーズに合わせた情報の発信、機関紙の発行を積極的に行う等、地域における高齢者支援のネットワークづくりの強化に取り組んでいきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

地域ケア会議（圏域・個別）の開催数

自己評価シート【2-1①地域ケア会議（圏域・個別）の開催数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 5つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。 また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。
自己評価結果 【△】 令和5年9月末現在で、地域ケア個別会議5回、地域ケア圏域会議3回、実施している。 オンライン開催はなく、すべて対面（集合）形式で開催されている。
課題と対応策 【課題】 より効果的な会議にするための運営手法の工夫が必要である。あわせて、より多くの地域の関係者がつながり、ネットワークを構築していく必要がある。 【対応策】 より多くの地域の関係者に会議の必要性・目的を周知し、ネットワーク構築を図る。各圏域で開催スタイルは異なるが、地域課題の発掘と共有という目的に沿うような内容の会議となるよう適宜運営者の相談に乗り運営を補助する。

後期（実績評価）
実施内容 5つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに介護保険サービス担当者、医療従事者、その他高齢者の生活を支援する立場にある関係者を市長が招集し、関係者の相互連携を高めるとともに、地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施している。 また、地域の個別事例については、高齢者相談センターごとに課題を抱える高齢者に係る介護保険サービス担当者、医療従事者、その他高齢者の生活を支援する立場にある関係者を市長が招集し、課題の解決方法についての検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施している。
自己評価結果 【◎】 令和6年3月末現在で、地域ケア圏域会議10件、地域ケア個別会議15件、合計25件の報告があがっている。 事業開始以来、年数回の頻度で会議を開催し、事例選定から会議開催までのプロセスはある程度確立できたものとするが、開催回数が減少している。
課題と対応策 【課題】 地域ケア会議の機能のひとつである、地域課題の発見につなげていくためには、個別事例の課題を積み上げていく必要があり、現状の開催回数、事例数では課題の積み上げには不十分である。 【対応策】 開催数減少の理由を分析すると共に、会議開催に関わる事務量の見直し等を実施し、会議開催の支援をしていく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
指標	①多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修受講修了者と事業所とのマッチング
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第7期計画では、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、平成30（2018）年度から人員基準などを緩和したサービスや、住民主体によるサービスを開始しました。

また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修を実施し、修了者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援について、充実させていく必要があります。

<具体的な取り組み>

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。

また、担い手を養成する研修の受講修了者と事業所とのマッチング等を行うことにより、緩和した基準によるサービスの担い手などを確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する 研修受講修了者と事業所とのマッチング（回）	2	2	2

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・市認定ヘルパー養成講座修了者と事業者とのマッチング回数

自己評価シート

【2-2①多様な主体によるサービスの担い手を養成する
研修受講修了者と事業所とのマッチング】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 - 令和5年度第1回市認定ヘルパー養成講座を実施。 - 講座の中で、現場実習等を通して受講生と事業所のつながりを設けた。	
自己評価結果 【△】 - 多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修受講修了者と事業所とのマッチング：1回 - 市認定ヘルパー養成講座を受講した意欲ある担い手側が、緩和した基準によるサービスを提供する事業所を知る機会や、サービス内容を理解するため、緩和した基準によるサービスを提供する事業所への実習の機会を設けている。 緩和した基準によるサービスを提供する事業所より実習生に就職の働きかけも行なったが、就業には至らなかった。	
課題と対応策 【課題】 - 受講生の減少 - 市認定ヘルパー養成講座の受講生は、全員が就職することを望んでいないため、「養成講座を修了したが事業所には所属しておらず、活動していない」という担い手が数多く存在する。 【対応策】 - 市民カレッジの受講生、認知症サポーター、転倒予防体操推進員などのボランティア活動や高齢者支援に関心がある方々に対し、事業の周知を行う。また、地域イベント（市民まつり・福祉ふれあいまつり）においても養成講座のPRを実施する。 - 圏域別に修了者の交流会を開催し、自主活動として高齢者相談センターが取り組んでいる事業への参加協力などに繋いでいく。 - サービス活動を提供する住民団体を創出し、意欲ある担い手に活躍していただけるよう、具体的な取り組みの支援を継続していく。	
後期（実績評価）	
実施内容 - 前期1回、市認定ヘルパー養成講座を実施。後期は、東部地区での開催を予定していたが受講申込者が3名だったためやむなく中止し、この3名については次年度の講座開催の際改めて連絡をすることとした。 - 講座の中で、現場実習等を通して受講生と事業所のつながりを設け、受講中と修了時に担い手と事業所とのマッチングを行った。	
自己評価結果 【◎】 「市認定ヘルパー養成講座」の実習時、受け入れ先の事業所へ「今後市認定ヘルパーとして就職の可能性のある方」という点をご理解いただき、事業所に受け入れをお願いした。また、受講生に対しても、実習先は「修了後に就職先の選択肢となる事業所」であることを説明し実習に臨ませた。 - 市認定ヘルパー養成講座を受講した意欲ある担い手側が、緩和した基準によるサービスを提供する事業所を知る機会や、サービス内容を理解する機会が十分設けられている。	
課題と対応策 【課題】 - 市認定ヘルパー養成講座の受講生全員が就職することを望んでいないため、「養成講座を修了したが事業所には所属しておらず、活動していない」という担い手が数多く存在している。 【対応策】 - 就職することを望んでいない修了者に就業を促すことは難しいが、ボランティアとして在宅高齢者の生活援助や介護予防に携わっていただくべく、修了者を集めた交流会を開催し、その中で、在宅高齢者の生活援助に関わっている修了者の話を聞いたり、高齢者相談センター職員との顔合わせや同相談センターが実施している介護予防の取り組みに支援者としてかかわる提案をすることで、修了者の意欲を引き出しながら、各圏域で担い手として活躍していただけるよう、支援を継続していく。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－3 医療と介護の連携体制の構築
指標	①高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の大きな病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

令和元（2019）年度には、相談に応じた医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、関係機関へ配布しました。

<具体的な取り組み>

相談窓口ガイドの情報を更新していき、専門職を支える相談体制の構築の実現を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合（％）	—	25.0	—

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・在宅医療・介護に関する相談対応件数
- ・高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合

自己評価シート

【2-3①高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・ 高齢者相談センターにおいて、在宅医療・介護に関する相談を受け付けた。	
自己評価結果 【◎】 ・ 上半期の相談対応件数は875件であり、うち、医療関係者への対応は367件、介護関係者への対応は398件あり、高齢者相談センターが活用されていると言える。	
課題と対応策 【課題】 ・ 入退院など医療面の相談を受けているのは、現状、病院の相談室であるが、今後はさらに地域の医療関係者と介護関係者の連携が必要となる。 【対応策】 ・ 在宅で医療や介護を受ける準備を進めるためには、医療系専門職と介護系専門職がもつ情報が集約されると望ましい。経験の有無で生じる結果のばらつきを少なくしていくため、相談対応ガイドの充実を図る他、専門職同士の関係性を保つ機会の提供を続けていく。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・ 高齢者相談センターにおいて、在宅医療・介護に関する相談を受け付けた。 ・ 専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、関係機関へ配布した。	
自己評価結果 【◎】 ・ 相談対応件数は後期864件で年間1,739件である。医療関係者への対応は後期394件（年間761件）、介護関係者への対応は後期365件（年間763件）であった。 ・ 年間通じて高齢者相談センターが活用されている。	
課題と対応策 【課題】 ・ 様々な相談への対応が求められる中で、医療面と介護面の両面からの支援が行えるよう連携していく必要がある。 【対応策】 ・ 在宅で医療や介護を受ける準備を進めるためには、医療系専門職と介護系専門職がもつ情報が集約されると望ましい。経験の有無で生じる結果のばらつきを少なくしていくため、相談対応ガイドの充実を図る他、専門職同士の関係性を保つ機会の提供を続けていく。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-4 認知症施策の推進
指標	①認知症サポーター養成講座受講者数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催などが浸透してきており、第7期計画では若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会などと連携し、学校での開催に努めました。認知症サポーターの地域での活動を支援するため、さらなるフォローアップ講座の充実が必要となっています。

また、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の人材確保にあたっては、千葉県主催の養成研修と歩調を合わせて強化を図っています。キャラバン・メイトの活動支援・意欲向上については、情報交換や研修を目的としたキャラバン・メイト連絡会を実施しているほか、高齢者相談センターにおいても支援に取り組んでいます。

今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材および事業所などの連携を強化し、認知症サポーターの地域活動支援の方向性や具体的な取り組みについての検討が急務となっています。

認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実施回数(回)	31	44	38
受講者数(延べ) (人)	946	1,255	1,099

<具体的な取り組み>

認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座、キャラバン・メイト連絡会などの開催については、会場の広さに合わせた小規模の開催など、市民ニーズに応じた実施方法により、充実を図ります。

認知症サポーターについては、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、認知症施策推進大綱の最終年度である令和7(2025)年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症にかかわる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築に取り組めます。

また、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの確保については、認知症サポーターを増やし、地域に認知症への理解を浸透させる上で重要であることから、引き続き、取り組みを継続します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
認知症サポーター養成講座 受講者数(人)	500	500	500

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症サポーター養成講座受講者数

自己評価シート【2-4①認知症サポーター養成講座受講者数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 認知症サポーター養成講座実施回数：30回 ・ 認知症サポーター養成講座受講者数：361名 ・ キャラバン・メイト連絡会：全体会 1回実施（参加34名）
自己評価結果 【○】 ・ 市または各高齢者相談センター主催による認知症サポーター養成講座に加えて、市民および市内事業所からの依頼による申し込みが増加し、前年度同時期と比較して受講者数が倍増した。 ・ 前期は学校からの申し込みがなかった。後期に向け周知が必要である。
課題と対応策 【課題】 「認知症サポーター」の知名度が低いことが受講者アンケートからうかがえた。講座自体の普及を推進をする必要がある。あわせて、認知症サポーターが地域で認知症の人を支えるチームオレンジの一員となって活躍できる仕組みづくりを進めていく。 【対応策】 ・ 市内在勤者をターゲットに事業所へPRを継続する。 ・ 認知症サポーターフォローアップ講座、および各圏域でサポーター交流会を実施し、サポーターの今後の地域活動の準備を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 認知症サポーター養成講座実施回数：54回 ・ 認知症サポーター養成講座受講者数：後期1,193名（年間1,554名） ・ キャラバン・メイト連絡会：全体会 1回実施（参加34名） 各圏域地区会 計18回 実施（参加99名）
自己評価結果 【◎】 ・ 市または各高齢者相談センター主催による認知症サポーター養成講座は計画通り実施でき、目標を達成できた。市民グループおよび市内事業所からの依頼による申し込み、特に大規模スーパーからの依頼では複数回に分けて実施したため、回数と受講人数が前年度と比較し増加した。 ・ 小中学校からの申込みは6件（年間：小中学生868名、大人686人）
課題と対応策 【課題】 ・ 「認知症サポーター」の知名度は未だ低く、若い世代も含めて広く講座が開催できるよう、普及活動が必要である。 ・ チームオレンジ創出に向け認知症の方や家族のニーズを把握し、養成講座受講後の認知症サポーターが、地域で活躍できるような仕組みづくりをしていく必要がある。 【対応策】 ・ 認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、今後の地域活動の準備を行う。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－4 認知症施策の推進
指標	②認知症サポーター養成講座実施教育機関数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催などが浸透してきており、第7期計画では若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会などと連携し、学校での開催に努めました。認知症サポーターの地域での活動を支援するため、さらなるフォローアップ講座の充実が必要となっています。

また、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の人材確保にあたっては、千葉県主催の養成研修と歩調を合わせて強化を図っています。キャラバン・メイトの活動支援・意欲向上については、情報交換や研修を目的としたキャラバン・メイト連絡会を実施しているほか、高齢者相談センターにおいても支援に取り組んでいます。

今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材および事業所などの連携を強化し、認知症サポーターの地域活動支援の方向性や具体的な取り組みについての検討が急務となっています。

教育機関における認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実施学校数（校）	2	4	5
受講者数（延べ）（人）	279	399	589

<具体的な取り組み>

認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座、キャラバン・メイト連絡会などの開催については、会場の広さに合わせた小規模の開催など、市民ニーズに応じた実施方法により、充実を図ります。

認知症サポーターについては、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、認知症施策推進大綱の最終年度である令和7（2025）年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症にかかわる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築に取り組みます。

また、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの確保については、認知症サポーターを増やし、地域に認知症への理解を浸透させる上で重要であることから、引き続き、取り組みを継続します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数（校）	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症サポーター養成講座実施教育機関数

自己評価シート【2-4 ②認知症サポーター養成講座実施教育機関数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和5年度前期は、教育機関での認知症サポーター養成講座は実施されていない。
自己評価結果 【×】 ・前期において、教育機関からの申し込みはなかった。 ・例年前期は申し込みがなく、学校行事の落ち着いた秋から冬にかけての申し込みが多い。
課題と対応策 【課題】 ・教育機関への養成講座の必要性の周知。 【対応策】 ・校園長会議にて、養成講座の周知を行う。 ・まちづくり会議等の機会、学校と各高齢者相談センターとのつながりを生かし、講座の意義や地域の実情、実施についての説明を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・11月15日に第七中学校の授業選択者16名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・11月29日に第六中学校の1年生164名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・1月30日に実花小学校の4年生99名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月14日に東邦大学付属東邦中学校の3年生290名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月27日に谷津南小学校の5年生98名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・3月4日に第五中学校の1年生201名に認知症サポーター養成講座を実施。
自己評価結果 【○】 ・認知症サポーター養成講座実施教育機関数：後期6校（年間6校） ・学校数としては昨年度と同数であったが、受講数は868人で昨年度を147人上回った。昨年度の継続実施校は4校で、1校は再開、1校は新規であった。
課題と対応策 【課題】 ・小中学校のサポーター養成講座は県でも開催を推進しているが、まだ限られた学校での開催しかできていないため、開催学校数を増やしていく必要がある。 【対応策】 ・校長会やまちづくり会議等の機会、講座の意義について説明を行う。前年度受講した児童生徒の感想文を提示するなどし、講座受講の価値について知る機会を設ける。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－4 認知症施策の推進
指標	③認知症サポート事業所登録数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

平成27（2015）年度から、認知症サポーターがいる事業所を認知症の人とその家族を支援する「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表するとともに、その証明としてステッカーを交付しています。

認知症サポート事業所の登録状況（各年度末時点）

	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	令和元 （2019）年度
登録事業所数	46	53	65

<具体的な取り組み>

第8期計画においても、取り組みを継続します。

登録事業所の拡大を図るため、習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者との連携を図ります。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
登録事業所数	80	90	100

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 認知症サポート事業所登録数

自己評価シート【2-4③認知症サポート事業所登録数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 平成27（2015）年度から、認知症サポーターがいる事業所を認知症の人とその家族を支援する「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表するとともに、その証明としてステッカーを交付しています。
自己評価結果 【◎】 ・令和5年9月末現在で98件の登録があり、目標値である100件の9割を達成している。 ・年度内の新規登録は6件。事業所で養成講座を開催した後、登録に至ることが多い。養成講座開催時の宣伝や、養成講座開催にもっていくまでの各高齢者相談センターの説明が奏功していると考えられる。
課題と対応策 【課題】 登録事業者数の拡大 【対応策】 認知症サポーター養成講座を事業所単位で受講する方々に対して、講座の際に講師から本事業の宣伝をいただく。市内事業所に対する認知症サポーター養成講座の周知。

後期（実績評価）
実施内容 後期に1件の登録があり、年度内には全7件の登録があった。 年度末に事業所の閉店などで2件の登録削除申請があった。
自己評価結果 【◎】 ・認知症サポート事業所登録数：97事業所
課題と対応策 【課題】 ・登録事業者数の拡大 ・高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者の中で、認知症サポート事業所に未登録の事業所がある。 【対応策】 ・高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者に対し、チラシ配布等でアプローチを行う。市内事業所に対しての認知症サポーター養成講座の周知を継続する。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－4 認知症施策の推進
指標	④認知症初期集中支援チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。支援チームは、平成29（2017）年度にモデルチームを発足、平成30（2018）年度から本格稼働し、令和元（2019）年度からチーム数を増やし、西部、東部の2チームで稼働しています。

支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例などにおいても、早期支援・早期対応できる体制整備などのさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
支援対応件数（件）	7	5
前年度からの継続件数（件）	3	0
年度内に支援対応を終了した件数（件）	7	3
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった件数・割合（件・％）	6 (85.7)	3 (100.0)

＜具体的な取り組み＞

支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合（％）	65.0以上	65.0以上	65.0以上

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症初期集中支援チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合

自己評価シート

【2-4 ④認知症初期集中支援チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和4年度からの継続ケースは2件。 ・うち、現在支援終了したケースは1件。 ・介護サービスの導入に至った。	
自己評価結果 【◎】 ・終了者1件中、1件が医療または介護サービスへと繋がった。（100%） ・支援終了者1件は、支援申込時には介護認定を持たなかったが、チームの介入により介護認定申請に進み介護サービス導入につながった。	
課題と対応策 【課題】 ・困難ケースは、介護サービス導入後に福祉の関わりが必要になることが多い。また、その支援は緊急を要することが多い。 【対応策】 ・支援依頼があった時点で、ケースワーカーと速やかに情報共有をし、福祉の関わりが必要となった際に早期対応できる体制を整えておく。 ・支援終了後のモニタリングが適切に実施できるよう、支援終了後チームへの声かけを行う。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和4年度からの継続ケースが2件あった。 ・令和5年度の新規ケースは0件であった。	
自己評価結果 【◎】 ・終了者2件中、2件が医療または介護サービスへと繋がった。（100%） ・チームの介入により介護サービス導入につながった。	
課題と対応策 【課題】 ・支援チームは発足しているが、支援対応件数が少ない。 【対応策】 ・支援チームの円滑な稼働に向けて、チームが対応すべき対象者を明確にし、支援の流れや高齢者相談センターとの役割分担等について、支援チームとの情報共有を図る。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－5 高齢者の見守り
指標	①習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

高齢者単身世帯などの増加に伴い、高齢者に対する見守りの必要性は増している一方で、地域との関係の希薄化・閉じこもりがちな高齢者の増加などにより、個々に対してまんべんなく見守りを行うことが難しくなっています。

認知症などにより行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式ツイッターによる情報配信、防災行政無線の放送などにより市民などに呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。

＜具体的な取り組み＞

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数（人）	0	0	0

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式ツイッターによる情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：11人 ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。

後期（実績評価）
実施内容 ・認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式ツイッターによる情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：8人（年間19人） ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 ・行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－6 高齢者の権利擁護
指標	①消費者被害相談事例などの関係機関への情報提供の頻度
担当部署	消費生活センター

<現状と課題>

消費生活センターでは、「身に覚えのない（心当たりのない）品物が突然、自宅に届いた」、「市役所職員を名乗る人から電話があり、還付金が受け取れるという話を聞いた」等といった、消費生活全般にわたる相談を受け、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決と処理にあたっています。

また、町会などへのまちづくり出前講座や各種イベントにおいての情報提供、広報習志野に「消費生活メモ」を定期的に掲載し、注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員などによる見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

消費生活センター来所相談の状況（高齢者以外も含む）（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
相談件数（件）	181	229	206

<具体的な取り組み>

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例などを定期的に情報提供し、連携体制を整えます。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の相談事例をとりまとめたチラシを配布し、注意喚起を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
消費者被害相談事例などの 関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 関係機関への情報提供や注意喚起の方法及び頻度

自己評価シート【2-6①消費者被害相談事例などの関係機関への情報提供の頻度】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・引き続き高齢者相談センターの職員に対し、高齢者に起こりやすいトラブルの情報提供を行った。 ・広報習志野の「消費生活メモ」に高齢者向けの情報を掲載し、情報提供を行った。 ・消費生活センターを利用した相談者で、認知症の疑いがある相談者に対しては、相談者の住所地に該当する高齢者相談センターに連絡を取り、センターの相談員より訪問を依頼した。
自己評価結果 【◎】 ・1～2か月に一回程度、高齢者相談センターに対して情報提供として国民生活センターから配信されるチラシを配布するとともに、高齢者に最近多い相談内容を口頭で伝えることができた。 ・広報習志野「消費生活メモ」については、5月15日号にて高齢者世帯が被害に遭いやすいトラブルを事例に挙げ、注意を促す内容を掲載した。 ・認知症の相談者については、直ちに高齢者相談センターの職員に連絡を行ったため、高齢者を見守る行動につながった。
課題と対応策 【課題】 ・相談件数全体に占める高齢者の割合は令和2年度以降、ほぼ同程度の割合であり、大幅な減少は見られない。 【対応策】 ・引き続き、現在の実施内容を継続する。今年度の後期は出前講座にて高齢者向けの講座が複数回予定されている。さらに市庁舎にて開催の「消費生活パネル展」にて高齢者にも役立つ情報等を展示し、周知啓発を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・引き続き高齢者相談センターの職員に対し、高齢者に起こりやすいトラブルの情報提供を行った。 ・広報習志野の「消費生活メモ」に高齢者向けの情報を掲載し、情報提供を行った。 ・市内の高齢者を対象とした「まちづくり出前講座」が2件あり、講師の消費生活相談員より講座出席者に対し、高齢者に多い相談事例および注意点等を説明した。
自己評価結果 【◎】 ・1～2か月に一回程度、高齢者相談センターに対して情報提供として国民生活センターから配信されるチラシを配布するとともに、高齢者に最近多い相談内容を口頭で伝えることができた。 ・広報習志野「消費生活メモ」については、幅広い年齢層に向けた内容ではあるが身近なところで起こっているトラブル事例を掲載した。 ・まちづくり出前講座は出席者全員が興味深く聞いており、有意義な講座であった。
課題と対応策 【課題】 ・令和5年度末時点で相談業務およびまちづくり出前講座の講師を担う消費生活相談員が2名退職し、令和6年度より新規で雇用した2名は消費生活相談業務が未経験である。 【対応策】 ・新規雇用の2名は①日々の相談業務において経験ある相談員から教わる②庁内および庁外の研修に参加する③まちづくり出前講座の会場に同席し、手法を習得する。 ・必要に応じ、経験ある相談員および行政職員がフォローし、業務の習得を図る。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－6 高齢者の権利擁護
指標	②成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

成年後見センター業務については、平成30（2018）年度から習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成などを行っています。
また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。
成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況（各年度末時点）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
まちづくり出前講座の実施回数（回）	5	5

＜具体的な取り組み＞

職員の研鑽および資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。
また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関などに対しても働きかけを行います。
成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民などが包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
まちづくり出前講座の実施回数（回）	5	6	7

＜評価方法＞

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数

自己評価シート【2-6②成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 居宅介護支援事業所を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を1回開催した。
自己評価結果 【×】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：1回 ・ 市内居宅介護支援事業所、市内病院、市内金融機関、高齢者相談センター、障がい者相談支援事業所に相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。
課題と対応策 【課題】 ・ 市民後見人が活躍できる体制として、法人後見開始に向けた準備を進めている。 【対応策】 ・ 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 町会等を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を3回開催した。
自己評価結果 【△】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：3回（計4回） ・ 市内居宅介護支援事業所、市内病院、市内金融機関、高齢者相談センター、障がい者相談支援事業所に相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。
課題と対応策 【課題】 ・ 法人後見を開始したところであるが、今後、市民後見人が活躍できる体制を進めていく。 【対応策】 ・ 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－6 高齢者の権利擁護
指標	③成年後見センターによる法人後見新規受任件数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

成年後見センター業務については、平成30（2018）年度から習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成などを行っています。

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

<具体的な取り組み>

職員の研鑽および資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関などに対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民などが包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数（件）	—	—	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・成年後見センターによる法人後見新規受任件数

自己評価シート【2-6 ③成年後見センターによる法人後見新規受任件数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・成年後見センターの業務委託先である社会福祉協議会において、第1回法人後見運営委員会を開催し、令和5年度中に法人後見業務を開始できるよう準備を進めている。
自己評価結果 【○】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・令和5年度中に法人後見業務を開始できるよう、体制整備に取り組んでいる。
課題と対応策 【課題】 ・法人後見業務の開始に向けた体制の着実な整備を進めていく。 【対応策】 ・成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。

後期（実績評価）
実施内容 ・成年後見センターの業務委託先である社会福祉協議会において、第2回法人後見運営委員会を開催し、法人後見受任案件についての協議を行った。 ・法人受任に向けて、千葉家庭裁判所に出向き、調査官と協議を行った。 ・市長申立て案件で精神障がいのある方1件について、審判確定。
自己評価結果 【○】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・法人後見を受託できるように取り組んでいる。
課題と対応策 【課題】 ・法人後見業務の充実を目指し、体制整備を進めていく。 【対応策】 ・成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	①小・中学校での健康教育の実施数
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座など）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談などにより、生活習慣病の予防や健康診査の活用など、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師などによる健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。コロナ禍での生活変化により、自宅で過ごす時間が増え運動の機会の減少や間食の増加、受診控え等、生活習慣病のリスクの高まりが危惧されています。一方、健康教育の機会は減少しており、従来の啓発方法に加えて、オンラインの活用など新たな啓発方法の検討が課題となっています。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
健康教育の実施数（校）	13	16	18

＜具体的な取り組み＞

広報習志野、ホームページを活用して、広く市民へ健康情報を普及・啓発する取り組みを強化し、より多くの市民が本事業を活用できるよう町会や地域の団体などに対し、高齢者相談センター等と連携して事業の周知に努めます。

また、引き続き各小・中学校と連携し、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図るとともに、健康への無関心層の多い40代から50代の保護者に対して、子どもを介した生活習慣の見直しの機会の提供に取り組めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康教育の実施数（校）	18	20	23

＜評価方法＞

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・小・中学校での健康教育の実施数 健康教育の実施数

自己評価シート【3-1 ①小・中学校での健康教育の実施数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 中学校区地域保健連絡会の機会を活用し、市内の保育所・こども園・幼稚園・小中学校などの子どもに関わる関係者と生活習慣病予防健康教育の重要性を共有した。 ・ 健康増進普及月間に合わせ、庁舎内に健康づくりや健（検）診のポスター等を掲示し、周知を図った。 ・ まちづくり会議、出前講座や高齢者相談員地区会等にて健（検）診勧奨や適正受診、健康づくりについて啓発を実施。あわせて、パンフレット等を配布し、身近な人など周囲への情報提供を促し、広く市民へ正しい健康情報が伝わるよう努めた。 自己評価結果 【△】 ・ 令和5年9月末までの生活習慣病健康教育実施校は2校。10月時点で年度内に実施を予定している学校は9校。小学校は3学期に実施する傾向があるため、引き続き、地区担当保健師が各学校と連携し、健康教育が行えるように調整していく。 課題と対応策 【課題】 各学校へ健康教育の周知をする機会は、主に中学校区地域保健連絡会になるため、依頼のない学校側はその後、健康教育についてどのように認識しているかが不明。 【対応策】 中学校区地域保健連絡会以外にも、地区担当保健師が実施予定のない学校へ今年度の実施について検討しているかの有無を確認していく。
後期（実績評価）
実施内容 ・ 事前に学校と打ち合わせを行い、各学校の特色に合わせた健康教育の内容に修正しながら健康教育を行った。 ・ まちづくり会議、出前講座や高齢者相談員地区会等にて健（検）診勧奨や健康づくりについての啓発を行った。 自己評価結果 【○】 ・ 小中学校生活習慣病予防健康教育の実施数：17校（小学校11校、中学校6校） ・ 地区担当保健師の各学校に対する働きかけもあり、コロナ禍以前の件数に達してきている。各学校の時間割の確保や保健活動の取り組み状況に合わせて、調整を図りながら実施ができた。終了後アンケートでの保護者のコメントから、食事や睡眠等、生活習慣についてのコメントがあり、家庭内で生活習慣を見直すきっかけづくりになったようだった。 課題と対応策 【課題】 ・ 健康教育を実施できていない学校がある。 ・ 睡眠や運動活動等新しいガイドラインを取り入れた教育の内容に見直す必要がある。 【対応策】 ・ 引き続き中学校区地域連絡保健会をとおり、養護教諭へ本事業の目的や実施内容の説明等を行っていく。健康教育の媒体の見直しを行う。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	②健康づくり推進員の人数
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員は協議会を組織し、協議会が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」や、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」を主催しています。

健康づくり推進員の高齢化により人数が減少し、活動の継続が難しくなっており、健康づくり推進員の育成が必要です。

また、新しい生活様式に対応した活動の見直しが必要となっています。

健康づくり推進員の状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
健康づくり推進員の人数（人）	28	25	22

<具体的な取り組み>

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣および適切な運動習慣などの啓発・確立・定着に寄与するため、新しい生活様式に対応した新たな健康づくり推進員の活動を検討し、市民が個人で健康づくりができるようウォーキングマップやヘルシー料理レシピの作成や周知の支援をします。

また、市民の健康づくりに寄与する健康づくり推進員を育成するため、健康づくり推進員の養成講座を実施します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康づくり推進員の人数（人）	25	—	30

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・健康づくり推進員の人数

自己評価シート【3-1 ②健康づくり推進員の人数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・健康づくり推進員が市民にフレイル予防を啓発するための運動について研修会を実施し、自己学習ができるよう支援した。 ・今年度は、公民館の寿学級で2回実施の目標をたて、パッケージプログラムの内容検討と実施に向けての準備を進めている。
自己評価結果 【△】 ・健康づくり推進員登録数 9人 健康づくり推進員の考えをもとに活動の方向性を決定することができ、実施準備中のフレイル予防プログラムについても推進員のアイデア、意向を十分に取り入れて検討するなど、推進員が自ら考えて活動できるよう支援できていると評価する。
課題と対応策 【課題】 ・フレイル予防プログラムの実施など、健康的な生活習慣に関する情報の普及啓発活動の場を広げ、継続していくためには、新たな推進員を養成し、人数を増やす必要がある。また、推進員が主体的に活動できるよう、更に知識を広げ、経験を積むことが重要となる。 【対応策】 令和6年度に健康づくり推進員の養成講座を計画している。またフレイル予防プログラムの実施回数を増やすと共に学習会を実施し、ボランティア活動の喜びややりがいを得られるよう支援する。

後期（実績評価）
実施内容 ・健康づくり推進員中心に検討を重ね、体力測定・フレイル予防に関する講話・体操をパッケージにしたフレイル予防プログラムを、公民館で寿学級生対象に2回実施した。 ・健康フェアでは、健康づくり推進員コーナーを設け、握力測定の実施や、筋力低下を予防する食事・運動のポイントについて、幅広い年代に啓発した。
自己評価結果 【△】 ・健康づくり推進員登録数 9人 ・前期より検討を重ねてきたフレイル予防プログラムを実施に繋げることができた。参加者アンケートに「楽しかった」「家でもやってみたい」等の感想があり、推進員自身も手ごたえを感じた様子であり、推進員活動の意義を認識できる内容の支援ができていると評価する。
課題と対応策 【課題】 ・フレイル予防プログラムの実施回数を増やすとともに、その他の世代にも健康づくりについての情報を啓発していくためには、更なる知識や技術の習得と、健康づくり推進員の増員が必要となる。 【対応策】 ・令和6年度の9～11月に健康づくり推進員養成講座を実施する。 ・現推進員も養成講座に参加して学びを定着させるとともに、各定例会での健康づくりに関する情報提供や研修会の参加により知識や技術を深めていく。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	③特定健康診査受診率
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

平成30（2018）年度からは集団健診を導入しており、平日・休日ともに実施していますが、休日に受診する希望者が多い状況です。

平成28（2016）年度からは、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防および重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

また、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防するため、成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためには、健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
特定健康診査受診率（％）	34.6	37.3	35.2

<具体的な取り組み>

特定健康診査集団健診を、休日を中心に実施し、より受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義などを周知し、受診率向上に努めます。

また、定期的な口腔管理へつなげる機会として、成人期から高齢期を通した歯科健康診査体制の構築を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
特定健康診査受診率（％）	38.0	39.0	40.0

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 特定健康診査の受診率
- ・ 未受診者への受診勧奨の実施状況
- ・ 集団健診の実施状況

自己評価シート【3-1 ③特定健康診査受診率】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・未受診者のうち、不定期受診者及び未経験者合わせて9,000人に対し、勧奨ハガキによる受診勧奨を実施した。 ・受診者の利便性向上と受診率向上のため、年4回行っている集団健診のうち2回を、結核・肺がん検診が同時に受けられる体制づくりを行った。申し込みを2回に分けることで、申し込み後の忘れを防ぐようにした。
自己評価結果 【◎】 ・受診勧奨ハガキ発送後、反応が多く、受診券の再発行や情報提供の問い合わせが増えた。 ・がん検診との同時実施には、定員を超える申し込みがあり、受診の動機付けに有効であったといえる。委託業者と連携し、申込者が全員受診できるように努めた。 ・R5年度6～9月の受診者数は2,116人と、令和4年度の2,113人と同程度であり、令和4年度の受診率暫定値34.6%と同程度になる見込み。
課題と対応策 【課題】 ・コロナ禍前の受診率には戻っておらず、かつ、現状の受診率では目標値である受診率40%との差が大きい。目標を達成するためには、さらなる未受診者勧奨を行う必要がある。 【対応策】 ・特定健康診査実施医療機関で通院中の特定健康診査未受診者へ受診勧奨のチラシを配布するよう依頼していく。

後期（実績評価）
実施内容 ・1月に4,915人に対し、勧奨ハガキによる受診勧奨を行った（コールリコール）。 ・医療機関分析結果をもとに12月に通院中の未受診者勧奨として健診実施医療機関による受診勧奨チラシの配布を実施。 ・2月末にはLINEによる未受診者勧奨を行った。 ・商工会議所と連携し、事業主健診等の情報提供を周知するためにチラシやポスターの配布等、周知活動を行った。 ・特定健診受診者数はR6年4月時点で6,259人（個別健診5,812人、集団健診447人）。集団健診は、がん検診との同日実施や土日開催とすることで受診者数は増加傾向にある。
自己評価結果 【◎】 ・令和4年度の特定健診受診率は37.9%。 ・令和5年度の特定健診受診率は令和6年秋に算出予定だが、受診者数等から前年度の受診率は維持できると考えられ、達成とした。
課題と対応策 【課題】 ・健診受診率は上昇したものの県の平均38.1%には届いていない。 【対応策】 ・引き続き、勧奨ハガキやLINE、医療機関と連携した取り組み等の未受診者勧奨を実施していく。 ・集団健診については、全日結核・肺がん検診とし、かつ大腸がん検診を追加して実施できる体制を整え、受診率の向上を目指す。 ・定期受診を定着させるため、新40歳受診者ヘインセンティブとして商品券の付与や途中国保加入者に対する受診券の随時発行を新規取り組みとして実施していく。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	④高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合（一般高齢者）
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

- ・成人期から高齢期を通した節目の歯科健診を継続して実施している。

高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合

	平成28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
一般高齢者（65歳以上）（%）	58.0	62.6

<具体的な取り組み>

【課題】

- ・口腔に課題がある人が歯科受診につながるよう、定期歯科健診のきっかけづくりとして高齢期における節目の歯科健診の活用を勧める。

【対応策】

- ・実施している受診勧奨通知の継続と、今年度よりLINEによる受診勧奨を開始。
- ・歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。
- ・オーラルフレイル予防の取り組みの対象者を歯科健診受診者から、後期高齢者健康診査受診者で口腔機能項目該当の歯科健診未受診者に変更し、受診勧奨をできるようにした。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合 一般高齢者（%）	—	65.0	—

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・高齢者等実態調査時に、定期的に歯科受診している人の割合を把握
- ・成人高齢者歯科健診の実施状況

自己評価シート

【3-1 ④高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診を含む）をしていると回答した人の割合（一般高齢者）】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 高齢期の歯の喪失を予防し、口腔機能向上を図るために、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳、80歳及び妊婦を対象に、「成人高齢者歯科健診（ならしの歯科健診）」を実施している。 受診率向上をめざし、9月末現在での未受診者を対象に、11月上旬に受診勧奨通知を発送予定。 令和4年度より開始したオーラルフレイル予防の取り組みを引き続き実施している。
自己評価結果 【◎】 成人期から高齢期を通じた節目の歯科健診を継続して実施している。
課題と対応策 【課題】 - 口腔に課題がある人が歯科受診につながるよう、高齢期における節目の歯科健診の活用を勧める。 【対応策】 - 実施している受診勧奨通知の継続と、今年度よりLINEによる受診勧奨を開始。 - 歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 - 前年度79歳の後期高齢者健康診査受診者で口腔機能項目に該当し、歯科受診歴がない者に、80歳の歯科健診を受診勧奨する。

後期（実績評価）
実施内容 - ならしの歯科健診の受診率向上をめざし、9月末現在での未受診の70歳対象者に、11月上旬に受診勧奨通知を発送した。 - LINEによる勧奨通知を11月（65歳・80歳）、2月（65歳・70歳・80歳）に実施した。 - オーラルフレイル予防のため、4年度に後期高齢者健康診査を受診した79歳で、口腔機能項目に該当し、1年間歯科受診がない51名に通知を発送し、2項目該当者には電話かけでの受診勧奨及び指導を実施した。
自己評価結果 【◎】 - 成人期から高齢期を通じた節目の歯科健診を実施し、広報での周知や、受診勧奨を行い、歯科健診の必要性を啓発した。 - オーラルフレイル予防のために通知を発送した対象者が、ならしの歯科健診や歯科受診に繋がった。
課題と対応策 【課題】 - 引き続き口腔に課題がある人が歯科受診につながるよう、高齢期における節目の歯科健診の活用を勧める必要がある。 【対応策】 - 実施している受診勧奨通知と、LINEによる受診勧奨の継続。新たに映像広報「なるほど習志野」での周知を行う。 - 歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 - オーラルフレイル予防の対象者を拡大し、80歳にはならしの歯科健診案内を同封する。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	⑤高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合（在宅要支援認定者など）
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

平成30（2018）年度からは集団健診を導入しており、平日・休日ともに実施していますが、休日に受診する希望者が多い状況です。

平成28（2016）年度からは、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防および重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

また、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防するため、成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の健康状態を知ることが重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためには、健康診査の受診率の向上が課題となっています。

高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合

	平成28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
在宅要支援認定者など（％）	45.0	47.7

<具体的な取り組み>

特定健康診査集団健診を、休日を中心に実施し、より受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義などを周知し、受診率向上に努めます。

また、定期的な口腔管理へつなげる機会として、成人期から高齢期を通した歯科健康診査体制の構築を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合 在宅要支援認定者など（％）	—	50.0	—

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 高齢者等実態調査時に、定期的に歯科受診している人の割合を把握
- ・ 成人高齢者歯科健診の実施状況

自己評価シート

【3-1 ⑤高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診（健診含む）をしていると回答した人の割合（在宅要支援認定者など）

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 高齢期の歯の喪失を予防し、口腔機能向上を図るために、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳、80歳及び妊婦を対象に、「成人高齢者歯科健診（ならしの歯科健診）」を実施している。 受診率向上をめざし、9月末現在での未受診者を対象に、11月上旬に受診勧奨通知を発送予定。 令和4年度より開始したオーラルフレイル予防の取り組みを引き続き実施している。	
自己評価結果 【◎】 成人期から高齢期を通じた節目の歯科健診を継続して実施している。	
課題と対応策 【課題】 - 口腔に課題がある人が歯科受診につながるよう、高齢期における節目の歯科健診の活用を勧める。 【対応策】 - 実施している受診勧奨通知の継続と、今年度よりLINEによる受診勧奨を開始。 - 歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 - 前年度79歳の後期高齢者健康診査受診者で口腔機能項目に該当し、歯科受診歴がない者に、80歳の歯科健診を受診勧奨する。	
後期（実績評価）	
実施内容 - ならしの歯科健診の受診率向上をめざし、9月末現在での未受診の70歳対象者に、11月上旬に受診勧奨通知を発送した。 - LINEによる勧奨通知を11月（65歳・80歳）、2月（65歳・70歳・80歳）に実施した。 - オーラルフレイル予防のため、4年度に後期高齢者健康診査を受診した79歳で、口腔機能項目に該当し、1年間歯科受診がない51名に通知を発送し、2項目該当者には電話かけでの受診勧奨及び指導を実施した。	
自己評価結果 【◎】 - 成人期から高齢期を通じた節目の歯科健診を実施し、広報での周知や、受診勧奨を行い、歯科健診の必要性を啓発した。 - オーラルフレイル予防のために通知を発送した対象者が、ならしの歯科健診や歯科受診に繋がった。	
課題と対応策 【課題】 - 引き続き口腔に課題がある人が歯科受診につながるよう、高齢期における節目の歯科健診の活用を勧める必要がある。 【対応策】 - 実施している受診勧奨通知と、LINEによる受診勧奨の継続。新たに映像広報「なるほど習志野」での周知を行う。 - 歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 - オーラルフレイル予防の対象者を拡大し、80歳にはならしの歯科健診案内を同封する。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	⑥高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合（一般若年者）
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性および受診方法の周知として、対象者へ通知・広報習志野・ホームページ、ポスター掲示などで周知し、がん検診を定期的に受診する意識づけのために、未受診者に対しては、個別通知にて受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査でありながら未受診の者に対しても、個別に受診勧奨を行っています。

受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化などにより年々減少傾向ですが、個別検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	平成28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
一般若年者（40歳～64歳）（％）	36.0	47.0

＜具体的な取り組み＞

引き続き、がん検診の有用性や受診方法の周知および未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、受診による不利益がないよう安全ながん検診の提供に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 1年以内にがん検診を受けている と回答した人の割合 一般若年者（％）	—	50.0	—

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・がん検診の受診率
- ・精密検査受診者率
- ・検診の実施状況

自己評価シート

【3-1 ⑥高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合（一般若年者）】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・受診率向上のため、個別通知の実施、ポスター掲示（検診実施医療機関・市内薬局等）、広報習志野、ホームページ掲載、及び未受診者勧奨を実施した。広報習志野では、特集をくみ広く市民への周知を図った。また、未受診者勧奨は、20歳、30歳、40歳に加え、50歳にも勧奨を行った。 ・精密検査未受診者への受診勧奨通知は、検診受診後3か月以内の随時送付とし、早期の受診行動につながるよう勧奨通知時期に配慮した。	
自己評価結果 【○】 ・コロナ前と比較すると受診者数は、少ないが令和3、4年度と比較すると回復傾向にあるため、周知の効果があったと考えられる。 ・精密検査未受診者への受診勧奨通知を、検診受診後3か月以内の随時送付とし、早期の受診行動につながるよう勧奨通知時期に配慮したことで、受診者数が伸びており、効果があったと考えられる。	
課題と対応策 【課題】 ・受診率は、昨年度より向上しつつあるが、コロナの流行前には受診者数は達していない。 【対応策】 ・引き続き、勧奨通知の内容や通知時期等のエビデンスに基づいた勧奨方法を取り入れ、受診勧奨を継続する。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検（健）診の実施に努める。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・20歳、30歳、40歳、50歳で今年度がん検診未受診の人に対し、ナッジ理論に基づいた未受診者勧奨を実施。 ・胃がん検診（胃内視鏡検査）の受診率向上に向け、相談医の協力のもと、広報月号の表紙と特集ページを作成。 ・マンモグラフィーサンデーとして（10月）、ピンク色の市旗を掲げ、広報、庁内掲示、LINEにて周知。	
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合45.7%（目標値50%：達成率91.4%） ・一般若年者では、がん検診を受ける場所の43.8%が「職域または健康保険組合が行うがん検診」、25.2%が「人間ドッグ」と回答しており、「市が行うがん検診」を受診したと回答した人は22.2%であることから、市の実績のみで効果を図ることは出来ない。しかし、今年度新たに実施した50歳への未受診者勧奨の結果、肺がん検診や胃内視鏡検査の受診者数は伸びており、地道なアプローチで一定の効果をj得ることが出来ていると考えられる。	
課題と対応策 【課題】 ・若年層の検診受診率が低いことについては引き続き課題である。LINE等を活用し、若年層にも届きやすい勧奨を工夫していく必要がある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検（健）診の実施に努める。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	⑦高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合（一般高齢者）
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性および受診方法の周知として、対象者へ通知・広報習志野・ホームページ、ポスター掲示などで周知し、がん検診を定期的に受診する意識づけのため、未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査でありながら未受診の者に対しても、受診勧奨を行っています。受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化などにより年々減少傾向ですが、個別検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	平成28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
一般高齢者（65歳以上）（％）	42.5	45.0

<具体的な取り組み>

引き続き、がん検診の有用性や受診方法の周知および未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、受診による不利益がないよう安全ながん検診の提供に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 1年以内にがん検診を受けている と回答した人の割合 一般高齢者（％）	—	50.0	—

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・がん検診の受診率
- ・未受診者への受診勧奨の実施状況
- ・検診の実施状況

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・受診率向上のため、個別通知の実施、ポスター掲示（検診実施医療機関・市内薬局等）、広報習志野、ホームページ掲載、及び未受診者勧奨を実施した。広報習志野では、特集をくみ広く市民への周知を図った。 ・精密検査未受診者への受診勧奨通知は、検診受診後3か月以内の随時送付とし、早期の受診行動につながるよう勧奨通知時期に配慮した。 ・高齢化により、安全に検査が受けられるよう配慮が必要な対象者が増加しており、状況に応じた支援を行っている。	
自己評価結果 【○】 ・コロナ前と比較すると受診者数は、少ないが令和3、4年度と比較すると回復傾向にあるため、周知の効果があったと考えられる。 ・検診実施には、安全を考慮しており、事故等なく実施できている。	
課題と対応策 【課題】 ・受診率は、昨年度より向上しつつあるが、コロナ流行前には受診者数は達していない。 【対応策】 ・引き続き、勧奨通知の内容や通知時期等のエビデンスに基づいた勧奨方法を取り入れ、勧奨を継続する。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検（健）診の実施に努める。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・受診率向上のため、広報活動に積極的に取り組んでいる、ポスターの掲示場所を、検診実施医療機関、市内薬局に加え、習志野市内郵便局にも拡大。 ・今年度より、66歳で今年度がん検診未受診の人に対し、ナッジ理論を活用した未受診者勧奨通知を送付。 ・胃がん検診（胃内視鏡検査）の受診率向上に向け、相談医の協力のもと、ホームページ表紙と特集ページを作成。 ・高齢化により、安全に検査が受けられるよう配慮が必要な対象者が増加しており、状況に応じた支援を行っている。	
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査等で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合42.2%（目標値50%：達成率84.4%） ・未受診者勧奨通知を送付した66歳では受診率の増加が見られた。地道なアプローチで一定の効果を得ることが出来ていると考えられる。	
課題と対応策 【課題】 ・コロナ後徐々に受診率が増えている検診項目もある一方で、伸び悩んでいる項目もある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検（健）診の実施に努める。 ・特定集団健診との連携により、受診の利便性を向上させる。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	⑧後期高齢者健康診査受診率
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

令和2（2020）年度より後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細やかな対応を行い、健康寿命の延伸を目指しています。

事業実施にあたり、健診や医療・介護のレセプト情報を保有するKDB（国保データベース）システムや健康診査データ・後期高齢者の質問票などから把握した人に対し、必要に応じてかかりつけ医や歯科医、関係機関と連携しながら、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職が支援を行い、個別の状況に応じたサービス（医療や介護、地域の高齢者の「通いの場」など）につなげています。

後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」・「疾病の重症化予防」の推進のため、健康診査の受診率の向上が課題です。

＜具体的な取り組み＞

ハイリスクアプローチとして、低栄養予防、高血圧受療勧奨、慢性腎不全予防、認知症の早期支援、健康状態不明者の把握と支援などを行っています。ポピュレーションアプローチとして、専門職が通いの場等に出向き健康教育や健康相談等を行っています。

後期高齢者健康診査受診率の向上に努めるとともに、本市の健康問題の分析や本事業を実施評価する中で、より効果的な対象者の抽出や支援方法の検討を行います。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
後期高齢者健康診査受診率（％）	39.8	40.8	41.8

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・各ハイリスクアプローチの把握率、相談実施件数

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）

実施内容

令和5年10月時点

■ハイリスクアプローチ	把握率 (%)	相談件数		■ポピュレーションアプローチ	
		実数（人）	延べ数（人）	健康教育実施回数	
低栄養予防	94.4	102	110	参加者数	22回 355人
高血圧受療勧奨	93.6	58	59	内個別相談	0人
慢性腎不全予防	33.3	1	2		
認知症の早期支援	95.2	60	72		
健康状態不明者の把握と支援	94.7	126	151		
オーラルフレイル予防	後期に実施予定				
骨折予防	96.0	72	72		

・「健康状態不明者の把握と支援」について、今年度より全員にアンケートを実施し、状況把握の手段を増やした。

自己評価結果 【◎】

・令和4年度の後期健診受診率は38.2%。目標値に達していないが、前年度より増加している。
・前年度の事業評価や分析結果を元に、実施方法の見直しを行っており、進捗していると評価できる。

課題と対応策

【課題】

・健康状態不明者等のリスクの高い対象者について、訪問や関係機関等への照会でも把握できない対象者がいる。

【対応策】

・健康状態不明者について、対象者全員にアンケートを実施し、把握率が若干増加した。

後期（実績評価）

実施内容

令和6年3月末時点

■ハイリスクアプローチ	把握率 (%)	相談件数		■ポピュレーションアプローチ	
		実数（人）	延べ数（人）	健康教育実施回数	
低栄養予防	97.2	212	234	参加者数	58回 918人
高血圧受療勧奨	97.0	128	138	(内) 個別相談	20人
慢性腎不全予防	100.0	5	6		
認知症の早期発見	98.1	151	248		
健康状態不明者の把握と支援	95.5	127	155		
オーラルフレイル予防	75.5	3	3		
骨折予防	98.4	247	247		

自己評価結果 【◎】

・ハイリスクアプローチは、電話、手紙、訪問等さまざまな手法で支援を行ったため把握率が9割と高くなり、フレイル予防につなげることができた。
・ポピュレーションアプローチは、前年度と比較し実施回数、参加人数とも増加した。

課題と対応策

【課題】

・健診の受診率の向上を図り、支援が必要な人を早期に把握し、支援ができるようにしていく必要がある。

【対応策】

・通いの場等で健診受診の周知を図っていく。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	①リハビリテーション職による介護予防講座の開催数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

平成29（2017）年度から、地域リハビリテーション活動支援事業として、習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下（えんげ）機能向上の4種の介護予防講座を地域の高齢者の団体に対し、実施しています。

令和元（2019）年度からは、団体向けの講座だけでなく、市主催の公開講座も実施しています。

リハビリテーション職による介護予防講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催数（回）	10	16	15
参加者（人）	275	376	318

<具体的な取り組み>

引き続き、リハビリテーション職と地域住民のつながる機会として、地域の介護予防の取り組みを総合的に支援していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
開催数（回）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ リハビリテーション職による介護予防講座の開催数

自己評価シート【3-2 ①リハビリテーション職による介護予防教室の開催数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・習志野市リハビリテーション協議会と協働し介護予防講座を実施。市主催の公開講座としてオンライン講義にて4回開催した。（運動編：2回 認知症編：2回） ・サテライト会場としては、さくらの家と芙蓉園にて継続して実施。今年度より谷津パークタウン集会所（URより依頼）においても実施。 ・市主催の公開講座は、健康支援課と連携し介護予防教室にて周知している。
自己評価結果 【△】 ・市主催講座については、オンライン講義ではあるが講師の丁寧な質疑応答等により、参加後のアンケートからも参加者の満足感は得られていると考えられる。健康支援課との連携により新規参加者は微増している。サテライト会場としては、さくらの家と芙蓉園にて継続的に実施し、今年度新たな開催場所にて実施でき周知効果が徐々に表れていると考えられる。 ・講師（リハビリテーション職）のオンライン講義が続いており、市民団体での開催方法については検討する必要がある。
課題と対応策 【課題】 講師のオンライン講義が続いており、市民団体に向けての開催方法については検討する必要がある。 【対応策】 オンライン講義が可能な団体への声かけをする等、市主催以外での実施を増やしていく。

後期（実績評価）
実施内容 ・習志野市リハビリテーション協議会と協働し、市主催で介護予防講座を実施した。 [後期4回（運動編：1回 認知症編：2回 嚥下編：1回）年間8回（運動編：3回 認知症編：4回 嚥下編：1回）] ・団体からの依頼があり2か所の活動場所にて運動編を開催した。
自己評価結果 【△】 ・市主催講座については、オンラインでの講義をする回数が多くはあったが、講師の丁寧な質疑応答等により参加後のアンケートからも参加者の満足感は得られていると考えられる。サテライト会場のさくらの家と芙蓉園では、一定の参加者が集まるようになり定着してきていると感じている。 ・3年ぶりに団体の活動場所にて講座を開催することができ、参加者の反応はとても良かった。
課題と対応策 【課題】 ・活動場所での現地開催が少ない状況が続いている。 【対応策】 ・健康や介護予防に興味のある人が集まる場所に積極的に周知していく。 ・市庁舎での参加が難しい参加者も参加ができるよう、高齢者相談センター主催で会場開催できるよう計画をしていく。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3－2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	②地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

平成29（2017）年度から、地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス」として、地域において運動を取り入れたい団体に対して、スポーツトレーナーによる運動指導とプログラムを提供することで、地域において気軽に介護予防に取り組める機会を提供し、運動習慣が確立できるよう支援しています。

さらに、令和元（2019）年度からは、既に運動を取り入れている団体に対する年1回の運動指導とプログラムを提供し、令和2（2020）年度からは、リーダー支援として、転倒予防体操（てんとうむし体操）を普及啓発している転倒予防体操推進員に対する活動支援としての運動指導と、プログラムの提供を行っています。

地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）の実施状況（各年度末時点）

	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	令和元 （2019）年度
立ち上げ支援団体数	1	4	3

<具体的な取り組み>

第8期計画においても、身近な地域での運動習慣の自主化に向けた取り組みを継続します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
立ち上げ支援団体数	4	4	4

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・委託業者と契約締結後にホームページへ掲載した。また、広報習志野6月15日号に掲載し市民への周知を図った。広報は11月15日号にも掲載予定である。 ・市主催の研修や、訪問先の団体などで事業の周知を図った。 ・新規支援は現在1団体が利用中である。 ・継続支援は9月末時点で24団体の申込みを受付けている。	
自己評価結果 【×】 ・地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数：1件 ・申込み数としては昨年度の同時期と比較して多く、当事業の認知度が上がってきていると言える。	
課題と対応策 【課題】 ・利用実績は増えているがリピーターが多く、より広く市民への周知が必要である。 【対応策】 ・多くの市民が利用できるよう、チラシやポスター等で周知を図る。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・転倒予防体操推進団体の他、市主催の介護予防教室にて周知した。 ・新規支援としては2団体実施した。 健康支援課が担当している介護予防教室の参加をきっかけに新規支援につながった団体が1団体あった。 ・継続支援は32団体の申込みを受けた。	
自己評価結果 【△】 ・地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数：2件 ・一般介護予防事業をきっかけに新規支援につながることが増えてきているため、今後も担当課と連携していく。	
課題と対応策 【課題】 ・継続支援においては、利用するのが例年ほぼ同じ団体となっている傾向がある。 【対応策】 ・介護予防に興味のある人が集まる団体に積極的に周知する等、新規支援の周知方法を検討していく。継続支援に関しては、公民館のサークルなど広く周知を図り、幅広い層で利用できるようにしていく。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	③介護予防教室参加者の合計数
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

平成30（2018）年度から、介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

スポーツインストラクターの指導により各教室の参加者の満足度が高く、参加者に対して教室終了時に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が運動習慣化の意識を持っており、また、生活機能が維持、改善していると感じている参加者は7割以上という結果でした。

運動習慣化の意識を持っている参加者は多くなっていますが、教室参加後も継続して運動ができる受け入れ先が不足しています。

介護予防教室の開催状況（各年度末時点）

		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数（回）	110	98
	実人数（人）	348	309
	人数（延べ）（人）	2,281	2,307
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数（回）	48	43
	実人数（人）	85	68
	人数（延べ）（人）	829	606

＜具体的な取り組み＞

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所や地域の高齢者の「通いの場」等、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しながら運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

また、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう、教室の開催方法について検討していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防教室参加者の合計数（人）	150	150	150

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者の合計数

自己評価シート【3-2 ③介護予防教室参加者の合計数】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】 ・参加者実人数72人/第1期 女性：58人(80.6%)、男性14人(19.4%) 延人数369人 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】 ・参加者実人数20人/第1期 女性：14人(70.0%)、男性6人(30.0%) 延人数69人 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 ・参加者実人数19人/第1期 女性：16人(84.2%)、男性3人(15.8%) 延人数175人	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】  【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】 ・参加者実人数227人/年 女性：181人(79.7%)、男性46人(20.3%) 延人数1,113人 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】 ・参加者実人数37人/年 女性：26人(70.3%)、男性11人(29.7%) 延人数130人 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 ・参加者実人数54人/年 女性：45人(83.3%)、男性9人(16.7%) 延人数533人	
自己評価結果 【◎】 ・足腰げんき塾ゆったりコース：参加人数は227人。定員241人に対し申込は411人で倍率は1.7倍であった。 ・足腰げんき塾はつらつコース：参加人数は37人。定員40人に対し申込は57人で倍率は1.4倍であった。 ・脳の活性化プログラム：参加人数は54人。定員60人に対し申込は158人で倍率は2.6倍であった。 ・介護予防教室全体での参加人数は318人。目標の人数は達成した。	
課題と対応策 【課題】 ・会場ごと参加希望者のばらつきや、直前の体調不良による辞退が課題である。 【対応策】 ①習志野市LINEにより幅広い層への周知に取り組むとともに、「足腰げんき塾」1会場ごとの参加人数を増加する。 ②落選者に対して、希望以外で空きがある会場や他の介護予防教室を紹介する。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	④介護予防教室参加者のうち、地域の高齢者の「通いの場」につながった人の数
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

平成30（2018）年度から、介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

スポーツインストラクターの指導により各教室の参加者の満足度が高く、参加者に対して教室終了時に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が運動習慣化の意識を持っており、また、生活機能が維持、改善していると感じている参加者は7割以上という結果でした。

運動習慣化の意識を持っている参加者は多くなっていますが、教室参加後も継続して運動ができる受け入れ先が不足しています。

介護予防教室の開催状況（各年度末時点）

		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数（回）	110	98
	実人数（人）	348	309
	人数（延べ）（人）	2,281	2,307
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数（回）	48	43
	実人数（人）	85	68
	人数（延べ）（人）	829	606

<具体的な取り組み>

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所や地域の高齢者の「通いの場」等、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しながら運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

また、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう、教室の開催方法について検討していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防教室参加者のうち、 地域の高齢者の「通いの場」に つながった人の数（人）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者への参加前後のアンケート結果

自己評価シート

【3-2 ④介護予防教室参加者のうち、地域の高齢者の
「通いの場」につながった人の数

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答58人/第1期 「増えた」32人(55.2%)、「変わらない」17人(29.3%)、「減った」4人(6.9%)、「参加していない」5人(8.6%) 【参加者実人数 72人/第1期】 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答17人/第1期 「増えた」1人(5.9%)、「変わらない」9人(52.9%)、「減った」0人(0%)、「参加していない」7人(41.2%) 【参加者実人数 20人/第1期】 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 参加前後アンケート回答15人/年 「増えた」5人(33.3%)、「変わらない」5人(33.3%)、「減った」2人(13.3%)、「参加していない」3人(20.0%) 【参加者実人数 19人/第1期】	
自己評価結果	
課題と対応策	
【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答181人/年 「増えた」49人(27.1%)、「変わらない」104人(57.5%)、「減った」15人(8.3%)、「参加していない」13人(7.2%) (参加者実人数 227人/年) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答31人/年 「増えた」3人(9.7%)、「変わらない」17人(54.8%)、「減った」1人(3.2%)、「参加していない」10人(32.3%) (参加者実人数 37人/年) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 参加後アンケート回答43人/年 地域の通いの場の参加について： 「増えた」11人(25.6%)、「変わらない」23人(53.5%)、「減った」2人(4.7%)、「参加していない」7人(16.3%) (参加者実人数 54人/年)	
自己評価結果 【◎】 「通いの場」につながった人の数（アンケートで「増えた」と回答した人）は合計63人となった。教室初日から「教室卒業後の地域の通いの場のご案内」を配布し、教室中に「通いの場見学ツアー」を設けるなどのきめ細やかな支援の効果と考える。	
課題と対応策 【課題】 ・高齢者が期待する「通いの場」は個別性が高く、内容やアクセスなど考慮が必要である。 【対応策】 ・ひとりひとりのニーズに合った「通いの場」を紹介していく。 ・自主グループ化を促し、“まちでフィットネス”や“出前講座”などで継続を支援する。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	⑤介護予防教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

平成30（2018）年度から、介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

スポーツインストラクターの指導により各教室の参加者の満足度が高く、参加者に対して教室終了時に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が運動習慣化の意識を持っており、また、生活機能が維持、改善していると感じている参加者は7割以上という結果でした。

運動習慣化の意識を持っている参加者は多くなっていますが、教室参加後も継続して運動ができる受け入れ先が不足しています。

介護予防教室参加者の健康状態の状況（各年度末時点）

	運動器の機能向上教室 「足腰げんき教室」		認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	
	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上している 人の割合（％）	81.0	70.9	84.0	81.8

<具体的な取り組み>

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所や地域の高齢者の「通いの場」等、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しながら運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

また、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう、教室の開催方法について検討していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防教室参加者のうち、 運動習慣化の意識を持っている 人の割合（％）	80.0	80.0	80.0

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者への参加前後のアンケート結果

自己評価シート

【3-2 ⑤介護予防教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 運動習慣化支援として、自宅で可能な運動の指導を行うとともに、グループワークで運動習慣化方法の共有を行った。 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答58人/第1期 「いつもこころがけている」42人(72.4%)「できるだけこころがけている」15人(25.9%) 「あまりこころがけていない」1人(1.7%) (参加者実人数 72人/第1期) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答17人/第1期 「いつもこころがけている」8人(47.1%)「できるだけこころがけている」9人(52.9%) 「あまりこころがけていない」0人(0%) (参加者実人数 20人/第1期) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】参加後アンケート回答15人/第1期 「いつもこころがけている」9人(60.0%)「できるだけこころがけている」5人(33.3%) 「あまりこころがけていない」1人(6.7%) (参加者実人数 19人/第1期)	
自己評価結果	
課題と対応策	
【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答181人/年 「いつもこころがけている」125人(68.6%)「できるだけこころがけている」54人(30.6%) 「あまりこころがけていない」2人(0.8%) (参加者実人数 227人/年) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答31人/年 「いつもこころがけている」18人(58.1%)「できるだけこころがけている」13人(41.9%) 「あまりこころがけていない」0人(0%) (参加者実人数 37人/年) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】参加前後アンケート回答43人/年 「いつもこころがけている」30人(69.8%)「できるだけこころがけている」12人(27.9%) 「あまりこころがけていない」1人(2.3%) (参加者実人数 54人/年)	
自己評価結果 【◎】 運動習慣化の意識を持っている参加者（アンケートで「いつもこころがけている」「できるだけこころがけている」と回答した人）の割合は、介護予防教室（足腰げんき塾・脳の活性化プログラム）としては98.8%であり、目標は達成している。	
課題と対応策 【課題】 ・教室開催時間を1時間から1時間30分に増加し、グループワークや栄養と口腔のミニ講話を追加したことにより、さらに運動習慣化への意識づけができたと考える。 【対応策】 ・グループワーク、栄養と口腔のミニ講話の内容をさらに工夫し、運動習慣化への意識付けを強化する。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	⑥介護予防教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

平成30（2018）年度から、介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

スポーツインストラクターの指導により各教室の参加者の満足度が高く、参加者に対して教室終了時に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が運動習慣化の意識を持っており、また、生活機能が維持、改善していると感じている参加者は7割以上という結果でした。

運動習慣化の意識を持っている参加者は多くなっていますが、教室参加後も継続して運動ができる受け入れ先が不足しています。

介護予防教室参加者の健康状態の状況（各年度末時点）

	運動器の機能向上教室 「足腰げんき教室」		認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	
	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上してい る人の割合（％）	81.0	70.9	84.0	81.8

＜具体的な取り組み＞

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所や地域の高齢者の「通いの場」等、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しながら運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

また、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう、教室の開催方法について検討していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上している 人の割合（％）	80.0	80.0	80.0

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者への参加前後のアンケート結果

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】 参加前後アンケート回答58人/第1期 「改善」22人(37.9%)「維持」19人(32.8%)「悪化」17人(29.3%) （参加者実人数 72人/第1期） 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】 参加前後アンケート回答17人/第1期 「改善」9人(52.9%)「維持」5人(29.4%)「悪化」3人(17.6%) （参加者実人数 20人/第1期） 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 参加前後アンケート回答15人/第1期 「改善」3人(20.0%)「維持」8人(53.3%)「悪化」4人(26.7%) （参加者実人数 19人/第1期）	
自己評価結果	
課題と対応策	
【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】 参加前後アンケート回答180人/年 「改善」73人(40.6%)「維持」60人(33.3%)「悪化」47人(26.1%) （参加者実人数 227人/年） 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】 参加前後アンケート回答31人/年 「改善」15人(48.4%)「維持」12人(38.7%)「悪化」4人(12.9%) （参加者実人数 37人/年） 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 参加前後アンケート回答43人/年 「改善」8人(18.6%)「維持」16人(37.2%)「悪化」19人(44.2%) （参加者実人数 54人/年）	
自己評価結果 【◎】 ・生活機能が維持向上している参加者は、足腰げんき塾ゆったりコースが73.9%、足腰げんき塾はつらつコースが87.1%、脳の活性化プログラムが55.8%で合わせた平均値は72.4%となった。これは達成率90.5%であり目標は達成された。 ・さらにアンケートで実施している主観的健康観の「非常に健康」「まあ健康」について、足腰げんき塾ゆったりコース156人(86.2%)、足腰げんき塾はつらつコース27人(87.1%)、脳の活性化プログラム34人(81.4%)であり、健康であると感じている参加者は多いと考える。	
課題と対応策 【課題】 ・脳の活性化プログラムで生活機能が維持向上していると回答した割合が低くなった理由は、教室終了時の体調不良や“物忘れ”などへの意識が高まったためと考える。今年度新規開設の足腰げんき塾はつらつコースは1か月間、他は3か月間のコースであり短期間での評価は困難である。 【対応策】 ・主観的健康観など他の項目も併せて総合的に評価していく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	①住民主体による通所型サービスを提供する団体数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者などの介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出などに対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域）ごとに配置しています。

第7期計画では、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民などと協議を行いました。

このような中、すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」となる「地域テラス（サロン）」を支援してきました。今後は、要支援者なども対象とした地域テラスのさらなる発展が求められています。

住民主体の通所型サービス、訪問型サービス、地域テラスの拡充を図り、継続的な支援活動へとつなげるため、これらの活動に対する支援やコーディネートが必要となっています。

<具体的な取り組み>

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となって、地域の高齢者の「通いの場」の創出や生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに一層取り組んでいきます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア会議で検討していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数（団体）	1	3	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・住民主体による通所型サービスを提供する団体数

自己評価シート【４－１①住民主体による通所型サービスを提供する団体数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 要支援者等を対象とする、通所型サービスの運営の実施には、負担感もあり、住民主体の通いの場の創出に至らない。比較的、元気な一般高齢者を対象とした通いの場の運営は実施できている。
自己評価結果 【×】 ・ 住民主体による通所型サービスを提供する団体数：０団体 ・ 要支援者等を対象とした、住民が主体となって運営する通所型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 ・ 地域住民の集える場「地域テラス」等の継続した運営の支援のあり方等について検討を進める必要がある。 【対応策】 ・ 引き続き、地域での協議を通して、サービスの取り組みに努めていく。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 要支援者等を対象とする、通所型サービスの運営の実施には、負担感もあり、住民主体の通いの場の創出に至らない。比較的、元気な一般高齢者を対象とした通いの場の運営は実施できている。
自己評価結果 【×】 ・ 住民主体による通所型サービスを提供する団体数：０団体 ・ 要支援者等を対象とした、住民が主体となって運営する通所型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 ・ 地域住民の集える場「地域テラス」等の継続した運営の支援のあり方等について検討を進める必要がある。 【対応策】 ・ 引き続き、地域での協議を通して、サービスの取り組みに努めていく。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	②住民主体による訪問型サービスを提供する団体数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者などの介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出などに対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域）ごとに配置しています。

第7期計画では、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民などと協議を行いました。

このような中、すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」となる「地域テラス（サロン）」を支援してきました。今後は、要支援者なども対象とした地域テラスのさらなる発展が求められています。

住民主体の通所型サービス、訪問型サービス、地域テラスの拡充を図り、継続的な支援活動へとつなげるため、これらの活動に対する支援やコーディネートが必要となっています。

<具体的な取り組み>

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となって、地域の高齢者の「通いの場」の創出や生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに一層取り組んでいます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア会議で検討していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数（団体）	1	2	3

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数

自己評価シート【４－１ ②住民主体による訪問型サービスを提供する団体数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・市で養成した担い手で構成する、住民主体による訪問型サービスの活動団体の創出に向けて、有志で協議をし具体的に協議を勧めたが、サービス提供団体として活動するには至っていない。
自己評価結果 【×】 ・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数： 0団体 ・令和5年度開始を目標とした活動団体の創出に向け、有志で、サービス提供に向けた具体的な内容の協議を実施してきたが、継続した活動の運営に課題があり、現時点では、要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 - 要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出の開始に向けた準備が必要。 【対応策】 - 引き続き、地域での協議を通じて、困りごとの解消のための取り組みに努めていく。

後期（実績評価）
実施内容 ・市で養成した担い手で構成する、住民主体による訪問型サービスの活動団体の創出に向けて、有志で協議をし具体的に協議を勧めたが、サービス提供団体として活動するには至っていない。
自己評価結果 【×】 ・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数： 0団体 ・令和5年度開始を目標とした活動団体の創出に向け、有志で、サービス提供に向けた具体的な内容の協議を実施してきたが、継続した活動の運営に課題があり、現時点では、要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 ・要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出の開始に向けた準備が必要。 【対応策】 ・引き続き、地域での協議を通じて、困りごとの解消のための取り組みに努めていく。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	③地域テラスを提供する団体数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

要支援者などの介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出などに対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域）ごとに配置しています。

第7期計画では、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民などと協議を行いました。

このような中、すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」となる「地域テラス（サロン）」を支援してきました。今後は、要支援者なども対象とした地域テラスのさらなる発展が求められています。

住民主体の通所型サービス、訪問型サービス、地域テラスの拡充を図り、継続的な支援活動へとつなげるため、これらの活動に対する支援やコーディネートが必要となっています。

＜具体的な取り組み＞

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となって、地域の高齢者の「通いの場」の創出や生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに一層取り組んでいます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア会議で検討していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域テラスを提供する団体数（団体）	10	11	12

＜評価方法＞

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 地域テラスを提供する団体数

自己評価シート【４－１③地域テラスを提供する団体数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・地域住民が主体となって運営する「地域テラス（サロン）」の開催について、新型コロナウイルス感染感染予防対策を引き続き講じながら、多くの活動団体が活動を実施した。活動を休止していたが再開した団体もある。
自己評価結果 【◎】 ・地域テラスを提供する団体数：12団体
課題と対応策 【課題】 感染症等の蔓延状況が長引くと、地域交流の場を失うことから、運動機能をはじめとした心身状態の低下について、把握する機会を失いかねない。 【対応策】 地域の高齢者の心身状態の低下を危惧することから、引き続き感染拡大防止の対策を講じながら工夫して活動を実施した団体が多かった。 今後も、感染状況に留意しつつ、活動が継続できるよう、活動内容等について検討しながら支援を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・地域住民が主体となって運営する「地域テラス（サロン）」の開催について、新型コロナウイルス感染感染予防対策を引き続き講じながら、多くの活動団体が活動を実施した。交流の場を通じて介護予防に取り組むことへの意欲が伺える。
自己評価結果 【◎】 ・地域テラスを提供する団体数：12団体
課題と対応策 【課題】 ・感染症等の懸念が長引くと、地域交流の場を失い、運動機能をはじめとした心身状態の低下について、把握する機会を失いかねない。 【対応策】 ・地域の高齢者の心身状態の低下を危惧することから、引き続き感染拡大防止の対策を講じながら工夫して活動を実施した団体が多かった。 ・今後も、活動団体が安心して活動を継続できるよう、活動内容等について検討しながら支援を行う。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	④地域ケア推進会議の開催数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

第7期計画においては、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として、「地域支え合い推進協議会」を第1層に設置し、協議してきましたが、生活支援サービスに関する情報共有・連携強化に留まらず、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」を視野に入れた検討の場となる、市全域の会議体として、「地域ケア推進会議」の設置について検討を行いました。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。

また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

＜具体的な取り組み＞

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービスおよび地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者などのプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療専門職の助言をもらえる場として、介護予防自立支援検討会議を実施し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア推進会議の開催数（回）	2	2	2

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域ケア推進会議の開催数

自己評価シート【４－１ ④地域ケア推進会議の開催数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 「令和５年度第１回習志野市地域ケア推進会議」を令和５年７月２７日に開催。 住宅事情に着目した地域の課題の共有やこれまでの協議で取り上げられた事項をふりかえりつつ、本市なりの「高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステム」の構築に向け意見交換をしている。
自己評価結果 【△】 地域ケア推進会議の開催数：１回 前回（令和５年１月２５日開催）から連続した内容で開催した。住宅事情の視点で地域の課題を多方面から具体的に分析・共有出来たことは、各委員にとっても興味深い内容となり、活発な意見交換につながったと考える。 また、今後当会議で取り上げるべき協議内容が会長から示唆された事で、次回への期待が高まっている。
課題と対応策 【課題】 地域ケア個別会議や圏域会議等の関連会議から出されている課題を分析し、取り上げるべき協議内容を精査し、市全域で有効な意見交換ができるよう進めていく必要がある。 【対応策】 地域ケア個別会議や圏域会議の内容の整理

後期（実績評価）
実施内容 ・「令和５年度第１回習志野市地域ケア推進会議」を令和５年７月２７日、「令和５年度第２回習志野市地域ケア推進会議」を令和６年１月１５日に開催。 ・住宅事情の視点で地域の課題を多方面から具体的に分析・共有したことで、「地域でのフレイル予防の取り組み」の重要性を見出し、各圏域での取り組みの情報共有や今後の課題について意見交換が出来た。
自己評価結果 【◎】 ・地域ケア推進会議の開催数：２回 ・第１回、第２回ともに、前回の会議の内容をふまえて課題と検討事項の見極めをし、前回から連続した意見交換が活発に行えた。 ・当会議の役割でもある、地域ケア圏域会議からの事例報告に対して意見交換が行えた。 ・政策的にも有用で次年度当会議で取り上げるべき協議内容が会長から示唆されたことで、今後の地域ケア圏域会議や個別会議で検討すべき事項や視点が明確になっている。
課題と対応策 【課題】 ・地域ケア個別会議の積み重ねによる地域課題について、情報共有や意見交換が出来ていない。 【対応策】 ・地域ケア個別会議と地域ケア推進会議が連動するように、個別性の高い地域ケア個別会議の内容を類型化し、広範性、深刻性、社会性、実現性などの視点や予防的な視点も含めて優先順位をつけ、地域課題を整理する。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑤地域ケア会議（圏域・個別）の開催数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第7期計画においては、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として、「地域支え合い推進協議会」を第1層に設置し、協議してきましたが、生活支援サービスに関する情報共有・連携強化に留まらず、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」を視野に入れた検討の場となる、市全域の会議体として、「地域ケア推進会議」の設置について検討を行いました。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。

また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

<具体的な取り組み>

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービスおよび地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者などのプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療専門職の助言をもらえる場として、介護予防自立支援検討会議を実施し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域ケア会議（圏域・個別）の開催数

自己評価シート【４－１ ⑤地域ケア会議（圏域・個別）の開催数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ５つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。 また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。
自己評価結果 【△】 令和５年９月末現在で、地域ケア個別会議５回、地域ケア圏域会議３回、実施している。 オンライン開催はなく、すべて対面（集合）形式で開催されている。
課題と対応策 【課題】 より効果的な会議にするための運営手法の工夫が必要である。あわせて、より多くの地域の関係者がつながり、ネットワークを構築していく必要がある。 【対応策】 より多くの地域の関係者に会議の必要性・目的を周知し、ネットワーク構築を図る。各圏域で開催スタイルは異なるが、地域課題の発掘と共有という目的に沿うような内容の会議となるよう適宜運営者の相談に乗り運営を補助する。

後期（実績評価）
実施内容 ５つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに介護保険サービス担当者、医療従事者、その他高齢者の生活を支援する立場にある関係者を市長が招集し、関係者の相互連携を高めるとともに、地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施している。 また、地域の個別事例については、高齢者相談センターごとに課題を抱える高齢者に係る介護保険サービス担当者、医療従事者、その他高齢者の生活を支援する立場にある関係者を市長が招集し、課題の解決方法についての検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施している。
自己評価結果 【◎】 令和５年３月末現在で、地域ケア圏域会議１０件、地域ケア個別会議１５件、合計２５件の報告があがっている。 事業開始以来、年数回の頻度で会議を開催し、事例選定から会議開催までのプロセスは確立されているが、開催回数が減少している。
課題と対応策 【課題】 地域ケア会議の機能のひとつである、地域課題の発見につなげるためには、個別事例の課題を積み上げる必要があり、現状の開催回数、事例数では不十分である。 【対応策】 開催数減少の理由を分析すると共に、会議開催に関わる事務量の見直し等を実施し、会議開催の支援をしていく。あわせて、より多くの地域の関係者に会議の必要性・目的を周知し、ネットワーク構築を図る。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑥地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第7期計画においては、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として、「地域支え合い推進協議会」を第1層に設置し、協議してきましたが、生活支援サービスに関する情報共有・連携強化に留まらず、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」を視野に入れた検討の場となる、市全域の会議体として、「地域ケア推進会議」の設置について検討を行いました。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。

また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

<具体的な取り組み>

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービスおよび地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者などのプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療専門職の助言をもらえる場として、介護予防自立支援検討会議を実施し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数（回）	5	5	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・ 介護予防自立支援検討会議の開催 秋津高齢者相談センター：5月22日 屋敷高齢者相談センター：7月20日	
自己評価結果 【△】 ・ 地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数：2回 ・ 今年度から、完全対面形式へ戻した。各主催センターによって会の持ち方は異なるが、出席を依頼している専門職以外にも、聴衆の専門職を巻き込み議論を展開する様子があり、対面形式のメリットを感じる。 ・ 3箇所の高齢者相談センター（谷津、津田沼・鷺沼、東習志野）は、後期に実施予定。	
課題と対応策 【課題】 ・ 昨年に比べ開催形式に自由度を持たせたことで、主催センターに迷いが感じられる場面がある。輪番で発言するのみの場ではなく、地域課題を洗い出す議論の場として会議が活用されるよう、支援する必要がある。 【対応策】 ・ 開催前の準備段階から、必要に応じてセンターの相談に応じる。会議に出席する専門職が市役所からも2職あるため、その専門職らには会議目的を共有したうえで参加いただくよう調整する。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・ 介護予防自立支援検討会議の開催 秋津高齢者相談センター：5月22日 屋敷高齢者相談センター：7月20日 津田沼・鷺沼高齢者相談センター：12月21日 東習志野高齢者相談センター：1月18日 谷津高齢者相談センター：1月31日	
自己評価結果 【◎】 ・ 地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数：5回 ・ すべての圏域で完全対面形式により開催することができた。 ・ 主催センターで地域に合った会議の運営が出来るように、開催形式（ケース選定基準や助言者、参加者等）に自由度を持たせた。	
課題と対応策 【課題】 ・ 主催センターで会議運営（事例や参加者の選定、また開催方法等）に苦慮している。 ・ 地域課題を洗い出す議論の場として会議が活用されるよう支援する必要がある。 ・ 地域の居宅介護支援事業所からのケアマネ参加が少ない。 【対応策】 ・ センター業務の負担軽減も含め、開催時期や開催方法の検討をする。 ・ 参加者に会議の目的や視点を共有し、理解を得てから会議を開催する。 ・ ケアマネにとって有用な情報を得られる運営方法を検討する。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑦地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第7期計画においては、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として、「地域支え合い推進協議会」を第1層に設置し、協議してきましたが、生活支援サービスに関する情報共有・連携強化に留まらず、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」を視野に入れた検討の場となる、市全域の会議体として、「地域ケア推進会議」の設置について検討を行いました。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。

また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

<具体的な取り組み>

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービスおよび地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者などのプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療専門職の助言をもらえる場として、介護予防自立支援検討会議を実施し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率（%）	60.0	60.0	60.0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率

自己評価シート

【4-1 ⑦地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・介護予防自立支援検討会議の開催 秋津高齢者相談センター：5月22日 屋敷高齢者相談センター：7月20日	
自己評価結果 【○】 ・「介護予防自立支援検討会議」の開催数：2回 ・「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率：47.2%（市内36事業所のうち17事業所が参加） なお、3箇所の高齢者相談センター（津田沼・鷺沼、秋津、東習志野）は、後期に実施予定。	
課題と対応策 【課題】 ・圏域にとらわれず、居宅介護支援事業所の参加が見られるよう周知を継続していく。 ・今後は、圏域の介護支援専門員が事例提供者となれると、より対応力向上につながると考えられる。 【対応策】 ・引き続き、会議の周知を進める。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・介護予防自立支援検討会議の開催 秋津高齢者相談センター：5月22日 屋敷高齢者相談センター：7月20日 津田沼・鷺沼高齢者相談センター：12月21日 東習志野高齢者相談センター：1月18日 谷津高齢者相談センター：1月31日	
自己評価結果 【◎】 ・「介護予防自立支援検討会議」の開催数：5回 ・「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率：72.2%（市内36事業所のうち26事業所が参加） ・Zoom開催でも居宅介護支援事業所からの参加は可能となっている。	
課題と対応策 【課題】 ・圏域のケアマネジャーが事例提供者になれると、より対応力の向上につながると考えている。 ・複数圏域の会議に参加する事業所がある一方、どこの会議にも参加していない事業所がある。 【対応策】 ・参加していない理由の分析をし、引き続き会議の周知を進め、センターと事業所の関係性について、市も把握できるよう努める。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑧市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。

養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録し、必要なサービスの活動に関わっていただけるよう支援しています。

日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手の団体を設置することが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催数（回）	2	2	2
修了者（人）	23	41	21

<具体的な取り組み>

第8期計画においても、市認定ヘルパー養成講座を継続して開催します。

また、市域の東側、西側の会場でそれぞれ養成講座を実施することにより、市域にバランスよく生活支援などのサービスの担い手が存在し、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア等、必要なサービスの活動に関わっていただける体制の整備に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、 習志野市ボランティア・市民活動センターへ 登録または緩和した基準による サービス事業所へ登録する人の割合（％）	100.0	100.0	100.0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合

自己評価シート

【4-1⑧市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、
習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した
基準によるサービス事業者へ登録する人の割合】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を6月に4日間開催し、7月4日から9月13日の期間で介護事業所での実習を行った。（講座受講者 5名、うち修了者は4名） ・修了者のうち、4名が習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録した。	
自己評価結果 【◎】 ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業者へ登録する人の割合：100.0%（4名のうち4名） ・15名定員のところ、受講者は5名であった。	
課題と対応策 【課題】 ・受講生の減少。 【対応策】 ・市民カレッジの受講生、認知症サポーター、転倒予防体操推進員などのボランティア活動や高齢者支援に関心がある方々に対し、事業の周知を行う。また、地域イベント（市民まつり・福祉ふれあいまつり）においても養成講座のPRを実施する。 ・受講要件の明確化	
後期（実績評価）	
実施内容 ・要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を後期は、東部地区での開催を予定していたがの受講申込者が3名だったためやむなく中止した。 【年間を通した修了者4名の内訳】 ・緩和した基準によるサービス事業者への就職は、0名。 ・4名（6月度4名）が、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録した。	
自己評価結果 【◎】 ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業者へ登録する人の割合：100.0%（4名のうち4名）	
課題と対応策 【課題】 ・受講生の減少 【対応策】 ・市民カレッジの受講生、認知症サポーター、転倒予防推進員などのボランティア活動や高齢者支援に関心がある方々に対し、事業の周知を行う。 ・受講要件を明確化させる。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑨市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。

養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録し、必要なサービスの活動に関わっていただけるよう支援しています。

日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手の団体を設置することが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催数（回）	2	2	2
修了者（人）	23	41	21

<具体的な取り組み>

第8期計画においても、市認定ヘルパー養成講座を継続して開催します。

また、市域の東側、西側の会場でそれぞれ養成講座を実施することにより、市域にバランスよく生活支援などのサービスの担い手が存在し、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア等、必要なサービスの活動に関わっていただける体制の整備に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合（％）	30.0	35.0	40.0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合

自己評価シート

【4-1⑨市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業者などの多様なサービスの提供に携わる人の割合】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を6月に4日間開催し、7月4日から9月13日の期間で介護事業所での実習を行った。 （講座受講者 5名、うち修了者は4名） ・4月～9月には、シニアサポーター養成講座及び市認定ヘルパー養成講座修了者で構成する「シニアサポートアカシア」15名との勉強会を計7回実施した。	
自己評価結果 【○】 ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合：26.3%（129名のうち34名） ・後期に市認定ヘルパー養成講座を実施予定。 ・後期に市認定ヘルパー養成講座修了者で構成する「シニアサポートアカシア」の親睦会を毎月実施予定。	
課題と対応策 【課題】 ・受講生の減少 【対応策】 ・市民カレッジ、認知症サポーター、転倒予防体操推進員、第2層協議体参加者など、ボランティア活動や高齢者の支援に関心のある方々に対し、事業の周知を行う。また、地域イベント（市民まつり・福祉ふれあいまつり）においても養成講座のPRを実施する。 ・受講要件の明確化	
後期（実績評価）	
実施内容 ・要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するための「市認定ヘルパー養成講座」の開催を、後期では、東部地区で予定していたが、受講申込者が3名だったためやむなく中止した。 ・後期シニアサポーター養成講座及び市認定ヘルパー養成講座修了者との「シニアサポーター・市認定ヘルパー交流会」を実施した。（参加者 修了者18名、5圏域の高齢者相談センター職員7名）	
自己評価結果 【○】 ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合：29.9%（127名のうち38名） ・受講修了者が多様なサービス提供に携わる人の割合は、目標値40%に対し約7割を超えることができた。	
課題と対応策 【課題】 ・緩和した基準によるサービス事業所にも、ボランティアにもつながらない修了者への対応。 【対応策】 ・高齢者支援に関心がある高齢者だけでなく、子育て世代など若い方々に対し、事業の周知を行う。 ・シニアサポーター養成講座及び市認定ヘルパー養成講座修了者との「シニアサポーター・市認定ヘルパー交流会」の中で、修了者の体験談、高齢者相談センターが実施している修了者が担い手として関われる事業、シニアサポーターが実施している生活援助活動、緩和した基準によるサービス事業所の求人情報など最新の具体的な活動を示し、修了者を繋げていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑩市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

成年後見センター業務については、平成30（2018）年度から習志野市社会福祉協議会に委託して実施しています。

これまで、成年後見人などは親族や専門職が担ってきました。今後、専門職などの担い手の不足といった理由から、地域の実情に詳しく、判断能力が十分でない人に寄り添った対応が期待できる「市民後見人」が必要となっているため、平成26（2014）年度から市民後見人養成講座を開催しています。

現在は、市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ講座（前年度修了者を対象）や勉強会（修了者全員を対象）を実施しています。

市民後見人養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	令和元 （2019）年度
修了者（人）	14	13	—

＜具体的な取り組み＞

市民後見人養成講座修了者の育成に努め、後見業務に携われるよう支援体制の整備を図ります。

また、養成講座の開催を2、3年に1回にする等、実施計画（1年目に養成、2、3年目で育成）の整備を図ります。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数（人）	—	—	20

＜評価方法＞

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数

自己評価シート

【４－１ ⑩市民後見人養成講座修了者のうち、
習志野市成年後見センターへ登録する人の数】

年度	令和５（２０２３）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・市民後見人養成講座修了者のうち、１名を日常生活自立支援事業の生活支援員として１１月に雇用予定（累計３名）。後見業務開始の際、法人後見支援員や市民後見人等として業務に携われるよう体制整備に努めている。 ・目標としていた市民後見人の養成数を達したため、市民後見人養成講座は休止中であるが、後期に過去の養成講座受講修了者を対象にした勉強会を開催予定。	
自己評価結果 【×】 ・市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数： ０人	
課題と対応策	
【課題】 後見業務開始の際、円滑に市民後見人が業務に携われるよう体制整備が必要。 【対応策】 法人後見業務の開始のために、成年後見センター委託先の習志野市社会福祉協議会において、第１回法人後見運営委員会を開催した。今後も、法人後見の進め方や、成年後見利用促進について協議を進めていく。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・市民後見人養成講座修了者のうち、１名を日常生活自立支援事業の生活支援員として１１月に雇用。後見業務開始の際、法人後見支援員や市民後見人等として業務に携われるよう体制整備に努めている。 ・目標としていた市民後見人の養成数を達したため、市民後見人養成講座は休止中であるが、後期に過去の養成講座受講修了者を対象にした勉強会を開催した。	
自己評価結果 【×】 ・市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数： ０人	
課題と対応策	
【課題】 ・後見業務開始となり、今後、円滑に市民後見人が業務に携われるよう体制整備が必要。 【対応策】 ・法人後見業務の運営のために、成年後見センター委託先の習志野市社会福祉協議会において、第２回法人後見運営委員会を開催した。今後も、法人後見の進め方や、成年後見利用促進について協議を進めていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑪認知症サポーター養成講座受講者数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちになることを目指して、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成するため、「認知症サポーター養成講座」を開催しました。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催が浸透してきていますが、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。

また、認知症地域支援推進員を中心とした、認知症サポーターが地域で活動していくための支援の仕組みづくりが必要です。

認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実施回数（回）	31	44	38
受講者数（延べ）（人）	946	1,255	1,099

<具体的な取り組み>

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校などの教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ研修の充実を図ります。

認知症地域支援推進員を中心として、認知症サポーターフォローアップ研修を受けた人材がそれぞれの地域の認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）等において、認知症の人を支える活動に継続的に参加できるような仕組みづくりを行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成講座 受講者数（人）	500	500	500

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症サポーター養成講座受講者数

自己評価シート【4-1 ⑪認知症サポーター養成講座受講者数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 認知症サポーター養成講座実施回数：30回 ・ 認知症サポーター養成講座受講者数：361名 ・ キャラバン・メイト連絡会：全体会 1回実施（参加34名）
自己評価結果 【○】 ・ 市または各高齢者相談センター主催による認知症サポーター養成講座に加えて、市民および市内事業所からの依頼による申し込みが増加し、前年度同時期と比較して受講者数が倍増した。 ・ 前期は学校からの申し込みがなかった。後期に向け周知が必要である。
課題と対応策 【課題】 「認知症サポーター」の知名度が低いことが受講者アンケートからうかがえた。講座自体の普及を推進をする必要がある。あわせて、認知症サポーターが地域で認知症の人を支えるチームオレンジの一員となって活躍できる仕組みづくりを進めていく。 【対応策】 ・ 市内在勤者をターゲットに事業所へPRを継続する。 ・ 認知症サポーターフォローアップ講座、および各圏域でサポーター交流会を実施し、サポーターの今後の地域活動の準備を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 認知症サポーター養成講座実施回数：54回 ・ 認知症サポーター養成講座受講者数：後期1,193名（年間1,554名） ・ キャラバン・メイト連絡会：全体会 1回実施（参加34名） 各圏域地区会 計18回 実施（参加99名）
自己評価結果 【◎】 ・ 市または各高齢者相談センター主催による認知症サポーター養成講座は計画通り実施でき、目標を達成できた。市民グループおよび市内事業所からの依頼による申し込み、特に大規模スーパーからの依頼では複数回に分けて実施したため、回数と受講人数が前年度と比較し増加した。 ・ 小中学校からの申し込みは6件（年間：小中学生868名、大人686人）
課題と対応策 【課題】 ・ 「認知症サポーター」の知名度は未だ低く、若い世代も含めて広く講座が開催できるよう、普及活動が必要である。 ・ チームオレンジ創出に向け認知症の方や家族のニーズを把握し、養成講座受講後の認知症サポーターが、地域で活躍できるような仕組みづくりをしていく必要がある。 【対応策】 ・ 認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、今後の地域活動の準備を行う。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑫認知症サポーター養成講座実施教育機関数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちになることを目指して、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成するため、「認知症サポーター養成講座」を開催しました。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催が浸透してきていますが、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。

また、認知症地域支援推進員を中心とした、認知症サポーターが地域で活動していくための支援の仕組みづくりが必要です。

教育機関における認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実施学校数（校）	2	4	5
受講者数（延べ）（人）	279	399	589

<具体的な取り組み>

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校などの教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ研修の充実を図ります。

認知症地域支援推進員を中心として、認知症サポーターフォローアップ研修を受けた人材がそれぞれの地域の認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）等において、認知症の人を支える活動に継続的に参加できるような仕組みづくりを行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数（校）	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症サポーター養成講座実施教育機関数

自己評価シート【4-1 ⑫認知症サポーター養成講座実施教育機関数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和5年度前期は、教育機関での認知症サポーター養成講座は実施されていない。
自己評価結果 【×】 ・前期において、教育機関からの申し込みはなかった。 ・例年前期は申し込みがなく、学校行事の落ち着いた秋から冬にかけての申し込みが多い。
課題と対応策 【課題】 ・教育機関への養成講座の必要性の周知。 【対応策】 ・校園長会議にて、養成講座の周知を行う。 ・まちづくり会議等の機会、学校と各高齢者相談センターとのつながりを生かし、講座の意義や地域の実情、実施についての説明を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・11月15日に第七中学校の授業選択者16名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・11月29日に第六中学校の1年生164名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・1月30日に実花小学校の4年生99名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月14日に東邦大学付属東邦中学校の3年生290名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月27日に谷津南小学校の5年生98名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・3月4日に第五中学校の1年生201名に認知症サポーター養成講座を実施。
自己評価結果 【○】 ・認知症サポーター養成講座実施教育機関数：後期6校（年間6校） ・学校数としては昨年度と同数であったが、受講数は868人で昨年度を147人上回った。昨年度の継続実施校は4校で、1校は再開、1校は新規であった。
課題と対応策 【課題】 ・小中学校のサポーター養成講座は県でも開催を推進しているが、まだ限られた学校での開催しかできていないため、開催学校数を増やしていく必要がある。 【対応策】 ・校長会やまちづくり会議等の機会、講座の意義について説明を行う。前年度受講した児童生徒の感想文を提示するなどし、講座受講の価値について知る機会を設ける。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑬高齢者見守り事業者ネットワーク協定締結事業者数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

地域住民や民生委員・児童委員、高齢者相談員、高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが、高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談する習志野市高齢者見守りネットワーク事業を推進しています。

これまで、声かけや訪問による見守り活動を支援するツールとして、高齢者相談センター等の通報先一覧を確認できる連絡先カードやリーフレット等を作成し、配布しました。

また、平成23（2011）年5月に発足した「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」は、令和元（2019）年度末時点で41事業者と協定を締結しています。

平成27（2015）年度からは、協定を締結した事業者による見守りや高齢者に関する困りごとの対応例などを情報共有し、事業者の連携強化を図るため、「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会」を開催しています。

高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
協定締結事業者数	45	43	41

※閉業により、協定を解除した事業者があるため減少

<具体的な取り組み>

第8期計画においても、取り組みを継続します。

「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」について、事業者の協力を募り、連携体制の強化を図ります。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 広報、ホームページなどによる周知
- ・ 連携強化のための取組

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 協定締結事業者を募るため、広報習志野の6月15日号に事業概要を掲載した。 ・ 協定締結事業者数は51事業者。
自己評価結果 【×】 令和5年度の中間評価時点においては協定締結事業者数の増加には至っていない。
課題と対応策 【課題】 ・ 習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者の増加に向けて、事業周知の手法について検討する必要がある。 【対応策】 ・ 習志野市高齢者見守りネットワークに関するチラシ等を作成し、事業者への周知を図る。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 令和6年2月9日に習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会を開催した。 ・ 協定締結事業者数は51事業者。
自己評価結果 【△】 ・ 令和5年度は協定締結事業者数の増加には至っていない。 ・ 令和元年ぶりに対面での習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会を開催し、高齢者相談センター、消費生活支援センタ、習志野警察署、12の協力事業者が参加した。事例・取組等の紹介や習志野警察署より電話de詐欺についての講話をいただきながら、市より高齢者に対する「ちょっとした気づき」があったら、高齢者相談センターに報告することを改めてお願いをした。
課題と対応策 【課題】 ・ 習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者の増加に向けて、事業周知の手法について検討する必要がある。 【対応策】 ・ 習志野市高齢者見守りネットワークに関するチラシ等を作成し、事業者への周知を図る。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑭地域介護予防活動の参加者の合計数（延べ）
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

「通いの場」としては、地域の一般高齢者を対象に、本市が養成した市民ボランティアの転倒予防体操推進員がリーダーとなり、介護予防を行う転倒予防体操推進団体と、すべての高齢者を対象に、より身近な場所で月1回以上の体操や運動、趣味活動などの介護予防につながる活動を行う住民主体の集まりである地域テラス等があります。

転倒予防体操推進団体や地域テラスに対しては、平成30（2018）年度から補助金を交付しています。

その他、関連する地域活動としては、地域の誰もが参加できる場として、社会福祉法人などが運営する認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）があります。

高齢者に就労の場を提供しているシルバー人材センターや高齢者が参加できる多くの地域活動の場など、地域の高齢者の「通いの場」を確保していくことが必要です。

地域の高齢者の「通いの場」への参加状況（令和元（2019）年度末時点）

	令和元 (2019) 年度
地域介護予防活動（延べ）（人）	
てんとうむし体操（転倒予防体操）	30,601
地域テラス	181
高齢者のつどい（高齢者相談センター）	3,165
合 計	33,947
高齢者の社会参加（延べ）（人）	
あじさいクラブ（老人クラブ）	2,434
さくらの家（サークル利用者）	11,493
芙蓉園（サークル利用者）	21,245
寿学級	4,830
ふれあい・いきいきサロン	12,247
合 計	52,249

＜具体的な取り組み＞

地域の高齢者の「通いの場」として、地域介護予防活動や高齢者の社会参加の場への継続的な支援を行うとともに、新たな「通いの場」の把握に努め、地域の高齢者の8%が「通いの場」へ参加している状態を目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域介護予防活動の参加者の合計数 (延べ) (人)	34,000	34,500	35,000

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域介護予防活動の参加者の合計数

自己評価シート【４－１ ⑭地域介護予防活動の参加者の合計数（延べ）】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・地域介護予防活動である「てんとうむし体操（転倒予防体操）」、「地域テラス」、「高齢者のつどい（高齢者相談センター）」を開催し、高齢者の「通いの場」を提供した。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業補助金」による支援を継続している。 ・地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス（新規支援）（継続支援）」について、広報誌やホームページ、また市主催のイベント等で周知を図っている。
自己評価結果 【△】 ・参加者数は集計できていないものの、活動を再開する団体や、活動頻度を増やす団体が増えていることから、概ね増加傾向と推察される。通いの場の活動がコロナ禍前に戻りつつある。
課題と対応策 【課題】 ・未だ活動休止中の団体があり、活動の傾向が二極化している。 【対応策】 ・担当者による訪問活動などを通して、その団体に応じた、個別性のある支援を実施していく。

後期（実績評価）
実施内容 ・地域介護予防活動である「てんとうむし体操（転倒予防体操）」、「地域テラス」、「高齢者のつどい（高齢者相談センター）」を開催し、高齢者の「通いの場」を提供した。 ・令和３年度に整理、拡充した「介護予防・日常生活支援総合事業補助金」による支援を継続。 ・地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス（新規支援）（継続支援）」について、広報誌やホームページ、チラシ配布による周知を図っている。
自己評価結果 【◎】 ・地域介護予防活動の参加者の合計数： 延べ30,712人 【てんとうむし体操 年間24,501人、高齢者のつどい 年間 1,842人、地域テラス年間 4,369人】 活動を再開する団体や活動頻度を増やす団体が増えており、概ね増加傾向である。
課題と対応策 【課題】 ・未だ活動休止中の団体があり、活動の傾向が二極化している。 【対応策】 ・担当者による訪問活動などを通して、地域づくりの視点をもってその団体に応じた、個別性のある支援を実施していく。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑮高齢者等実態調査で、地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

「通いの場」としては、地域の一般高齢者を対象に、本市が養成した市民ボランティアの転倒予防体操推進員がリーダーとなり、介護予防を行う転倒予防体操推進団体と、すべての高齢者を対象に、より身近な場所で月1回以上の体操や運動、趣味活動などの介護予防につながる活動を行う住民主体の集まりである地域テラス等があります。

転倒予防体操推進団体や地域テラスに対しては、平成30（2018）年度から補助金を交付しています。

その他、関連する地域活動としては、地域の誰もが参加できる場として、社会福祉法人などが運営する認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）があります。

高齢者に就労の場を提供しているシルバー人材センターや高齢者が参加できる多くの地域活動の場など、地域の高齢者の「通いの場」を確保していくことが必要です。

地域の高齢者の「通いの場」への参加状況（令和元（2019）年度末時点）

	令和元 (2019) 年度
地域介護予防活動（延べ）（人）	
てんとうむし体操（転倒予防体操）	30,601
地域テラス	181
高齢者のつどい（高齢者相談センター）	3,165
合 計	33,947
高齢者の社会参加（延べ）（人）	
あじさいクラブ（老人クラブ）	2,434
さくらの家（サークル利用者）	11,493
芙蓉園（サークル利用者）	21,245
寿学級	4,830
ふれあい・いきいきサロン	12,247
合 計	52,249

<具体的な取り組み>

地域の高齢者の「通いの場」として、地域介護予防活動や高齢者の社会参加の場への継続的な支援を行うとともに、新たな「通いの場」の把握に努め、地域の高齢者の8%が「通いの場」へ参加している状態を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ 参加していると回答した人の割合（%）	—	8.0	—

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・高齢者実態調査（令和4年度）地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合
- ・地域介護予防活動の参加者の合計数

自己評価シート

【４－１ ⑮高齢者等実態調査で、地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合】

年度	令和５（２０２３）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・地域介護予防活動である「てんとうむし体操（転倒予防体操）」、「地域テラス」、「高齢者のつどい（高齢者相談センター）」を開催し、高齢者の「通いの場」を提供した。 ・令和３年度に整理、拡充した「介護予防・日常生活支援総合事業補助金」による支援を継続。 ・地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス（新規支援）（継続支援）」について、広報誌やホームページ、チラシ配布による周知を図っている。	
自己評価結果 【△】 ・活動再開する団体が増えており、通いの場の活動がコロナ禍前の状況に戻りつつある。 ・把握している参加者数（延）：高齢者のつどい 940人 ※てんとうむし体操・地域テラスは年度末実績のみ	
課題と対応策 【課題】 ・引き続き、外出習慣を取り戻すべく、市民へ社会参加のメリットを周知していく必要がある。 ・再開間もない団体へは、活動支援が必要である。 【対応策】 ・担当者による定期的な状況把握や訪問での支援実施。 ・高齢者相談センターと協働し、通いの場や会議等にて、市民へ社会参加のメリットを伝える。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・地域介護予防活動である「てんとうむし体操（転倒予防体操）」、「地域テラス」、「高齢者のつどい（高齢者相談センター）」を開催し、高齢者の「通いの場」を提供した。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業補助金」による支援を継続。 ・地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス（新規支援）（継続支援）」について、広報誌やホームページ、チラシ配布による周知を図っている。	
自己評価結果 【◎】 ・活動を再開する団体が増えており、地域介護予防活動の参加者の合計数は、延べ30,712人と昨年度と比較して増加している。	
課題と対応策 【課題】 ・市民へ社会参加のメリットを周知していく必要がある。 ・再開間もない団体へは、活動支援が必要である。 【対応策】 ・担当者による定期的な状況把握や訪問での支援実施。 ・高齢者相談センターと協働し、通いの場や会議等にて、市民へ社会参加のメリットを伝える。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	⑩ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

地域の人たちが集う食事会・茶話会・情報交換をはじめ、参加者が講師となった手芸・趣味活動、ゲーム・レクリエーション活動、健康体操、健康チェック等の活動を各支部（16地域）で行っています。

また、これら各支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で開催している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対して、助成を行っています。

ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）の実施状況（各年度末時点）

	平成29 （2017）年度	平成30 （2018）年度	令和元 （2019）年度
ふれあい・いきいきサロン （地域サロン）設置数（か所）	43	44	48

<具体的な取り組み>

地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、いつまでも安心して生活ができる地域づくりにつなげていくため、引き続き、ふれあい・いきいきサロンを実施し、助成を行うとともに設置数の拡大を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
ふれあい・いきいきサロン （地域サロン）設置数（か所）	54	59	64

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数

自己評価シート【4-1⑩ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・習志野市社会福祉協議会の支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対しての支援を行った。
自己評価結果 【○】 ・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数：49か所 ・全49か所のサロンのうち、新規に加わったサロンは、2か所、再開したサロンは1か所。
課題と対応策 【課題】 地域サロンの設置数が増えない。 【対応策】 ・市民カレッジの受講生、認知症サポーター、転倒予防体操推進員などのボランティア活動や高齢者支援に関心がある方々に対し、事業の周知を行う。また、地域イベント（市民まつり・福祉ふれあいまつり）においてもPRを実施する。

後期（実績評価）
実施内容 ・習志野市社会福祉協議会の支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対しての支援を行った。
自己評価結果 【○】 ・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数：51か所 ・全51か所のサロンのうち、今年度新規に加わったサロンは、4か所、再開したサロンは1か所。
課題と対応策 【課題】 ・継続的に活動できるように責任者の輪番制の導入などの提案が必要。 ・チラシや広報だけでなく、イベントでのPRをしていく必要がある。 【対応策】 ・地域サロン申請時に、責任者の輪番制や副責任者の導入を提案する。 ・地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う「地域サロン」について、市民まつり、福祉ふれあいまつりなどの地域のイベントで周知し、設置数の拡大につなげていく。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	①シルバー人材センター会員登録数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

定年退職後など的高齢者に対して、生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に、地域に密着した仕事を提供している、公益社団法人習志野市シルバー人材センターに対し、運営費などの補助を行っています。

シルバー人材センター会員登録数などの状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
会員登録数（人）	958	951	952
契約件数（件）	2,767	2,590	2,656
就業人数（延べ）（人）	109,869	113,024	115,570
就業率（％）	89.6	92.4	89.4

<具体的な取り組み>

高齢化が進展する中で、高齢者が持つ知識や技能を活かし、就業を通じて生きがいの充実や活力のある地域社会づくりに寄与できるよう、支援を継続します。

また、会員の増強活動や就業開拓などにも取り組んでいただき、魅力あるシルバー人材センター運営をお願いしていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
シルバー人材センター 会員登録数（人）	—	—	1,100

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・シルバー人材センター会員登録数

自己評価シート【４－２①シルバー人材センター会員登録数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容	
自己評価結果	
課題と対応策	
【課題】	
【対応策】	

後期（実績評価）	
実施内容	シルバー人材センターに対し、会員数の増加に努めるよう要請を行っている。会員数の増加に向けてシルバー人材センターでは毎月２回の定例会説明会のほか、令和４年度より市内各地区の公民館等を会場に出張説明会を月１回の開催し、シルバー人材センターの活動について広く周知を図り、会員数増加に努めている。なお、入会説明会開催については、毎回広報習志野に掲載し、市民へ周知を図っている。また、会員の就業機会の拡大のため、入会促進コーディネーターによる入会促進プロモーションを強化している。
自己評価結果	【○】 ・会員数 ８０８人（前年より５人増） ・会員の加齢、健康上の理由から退会する会員が増加しているため、会員増員策として毎月３回の入会説明会を実施して会員数増を図り、令和５年度は１１８人の新規入会があり、４年ぶりに会員数が増加に転じた。
課題と対応策	【課題】 ・加齢や健康上の理由による会員の退会が続いている。 ・より多くの会員に就業機会を提供する。 【対応策】 ・入会説明会以外にも市民向けに周知活動を図り、会員数の増につなげる。 ・仲間づくりのため、会員同士の交流活動の機会を設け、活動を活発化することで、退会者の減につなげる。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	②あじさいクラブ活動事業 1単位クラブあたりの会員数
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会など、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあるため、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

老人クラブ数および会員数の状況（各年度4月1日時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
単位クラブ数	52	53	53
会員数（人）	2,455	2,438	2,434

※習志野市あじさいクラブ連合会加入団体

<具体的な取り組み>

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第8期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
1単位クラブあたりの会員数	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・あじさいクラブ活動事業 1単位クラブあたりの会員数

自己評価シート【４－２②あじさいクラブ活動事業 １単位クラブあたりの会員数】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 老人クラブの合同組織である「習志野市あじさいクラブ連合会」、各単位老人クラブの年間活動に対して支援を行っている。令和５年度は新型コロナウイルスが感染法上第５類に移行することから、３年ぶりに連合会、単位老人クラブにおいて当初の予定通り事業を実施した。
自己評価結果 【×】 １事業が雨天中止になったものの、各会員同士の交流を図ることができたが、単位クラブの解散により、会員数は減となっている。 【連合会加入単位老人クラブ数・会員数】 令和４年度 ４７団体・２,０５２人 令和５年度 ４５団体・１,７９０人
課題と対応策 【課題】 会員の高齢化、健康上の理由で単位クラブの維持が難しくなっており、年々団体数、会員数とも減少が続いている。 【対応策】 単位クラブの減少を防ぐため、昨年度に１クラブの最低人数を１５人から１０人に要綱改正している。また、今年度より会員募集用の案内を作成し、各単位クラブで周辺に周知する。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	③あじさいクラブ活動事業 各種大会参加者数
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会など、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあるため、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

習志野市あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
高齢者スポーツ大会（人）	442	375	368
グラウンドゴルフ大会（人）	156	170	161
パークゴルフ大会（人）	169	（雨天中止）	152
ペタンク大会（人）	54	53	63
芸能大会（人）	708	407	662

＜具体的な取り組み＞

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第8期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
各種大会参加者数（人）	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・あじさいクラブ活動事業 各種大会参加者数

自己評価シート【4-2③あじさいクラブ事業 各種大会参加者数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 老人クラブの合同組織である「習志野市あじさいクラブ連合会」、各単位老人クラブの年間活動に対して支援を行っている。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が感染法上第5類に移行することから、3年ぶりに連合会、単位老人クラブにおいて当初の予定通り事業を実施した。
自己評価結果 【△】 当初計画したあじさいクラブ連合会主催事業は、パークゴルフ大会は雨天中止となったが、その他の事業については予定通り実施できた。 【令和5年度実施事業及び参加者数】 ・あじさいクラブ大運動会（高齢者スポーツ大会から改称）（236名） ・ペタンク大会（47名）・グラウンドゴルフ大会（111名） ・芸能大会（405名）
課題と対応策 【課題】 会員の高齢化により、各種大会への参加者は減少傾向がみられる。 【対応策】 ・参加者増のため、各単位クラブへ積極的に参加呼びかけを行う。 ・各地域において、その地区の高齢者を対象に老人クラブ活動への勧誘を行い、会員数の増加をして、各種大会への参加者増を図る。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	④高齢者ふれあい元気事業 実施率
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者を敬愛し、多世代による地域交流を促進することを目的に、地域や町会などが主催する各種事業（地域まつり、高齢者を交えた交流会など）に対し、補助金を交付しています。

事業開始以来、約8割の町会により活用されていますが、補助金を活用していない町会に対し、啓発していく必要があります。

高齢者ふれあい元気事業の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
全体町会数	252	251	250
実施町会数	206	202	195
実施率（％）	81.7	80.5	78.0

<具体的な取り組み>

高齢者と地域の人が交流し、安全で安心して暮らせるまちづくりの一助として、引き続き、補助を行うとともに、実施率の向上を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
実施率	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 高齢者ふれあい元気事業 実施率

自己評価シート【４－１ ④高齢者ふれあい元気事業 実施率】

年度	令和５（２０２３）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	

後期（実績評価）	
実施内容	地域や町会等が主催する高齢者を交えた交流会等の事業に対し補助金を交付する高齢者ふれあい元気事業は、新型コロナウイルス感染症も感染法上５類へ移行することから、特に感染症対策等の実施条件を付さずに各町会に事業実施をお願いした。
自己評価結果	【◎】 新型コロナウイルス感染症が感染法上の第５類に移行されたことを受け、高齢者との交流事業を以前のように再開する町会が増加し、新型コロナウイルス感染症発生以前の状況に戻りつつある。 【令和５年度実績】 （全体町会数）２４９町会 （実施町会数）１７７町会 （実施率）７１．１％
課題と対応策	【課題】 毎年事業を開催する町会等が多い中、事業を実施しない町会等も一定数ある。 【対応策】 事業案内や受付を案内する際、問合せを受けた町会等へ事業概要を案内し、理解していただくことで実施町会数の増を図る。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	⑤寿学級の参加者数（延べ）
担当部署	社会教育課

＜現状と課題＞

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「寿学級」では、年間延べ約6,000人の学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。

また、多様化するニーズに対応したテーマや地域参加のための講座にも取り組んでいます。

市内公民館それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりについて学び、実践する地域学習圏会議は、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

しかし、これら講座などの参加者は固定化・減少傾向にあり、新たな参加者の拡大が課題です。

生涯学習の参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
寿学級 参加者数（延べ）（人）	5,784	5,730	4,830

＜具体的な取り組み＞

公民館の講座については、地域の高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
寿学級 参加者数（延べ）	約6,000人の維持	約6,000人の維持	約6,000人の維持

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 寿学級参加者数（延べ）

自己評価シート【4-2 ⑤寿学級 参加者数（延べ）】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ 中間評価非該当
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 健康や趣味活動等の講座やスポーツ等のレクリエーション・館外学習を通じ、学級生同士の親睦を深めながら、自立一般教養について学習を行った。 また、3月には市民ホールで市内各公民館の寿学級による寿まつりを開催した。 実施回数 191回 参加者延べ人数 3,770人
自己評価結果 【○】（達成率：62.8%） ・新型コロナウイルス感染症により事業の縮小を余儀なくされていたが、当該感染症が第5類に移行したことに伴い、各種事業における規制が緩和され、学級生間の交流が徐々に活性化してきている。 ・寿まつりは、令和4年度と同様に二部制で開催し、学級生の家族や友人も鑑賞できるものとした。発表の場を体験することで、学級生の達成感が得られた。 ・体を動かす内容やフレイル予防の学習等の参加者が多く、学級生の健康意識が高まりを感じた。
課題と対応策 【課題】 ・寿学級全体として、高齢化が見られ、猛暑や体調不良等による欠席者の増加見受けられた。次年度以降は、暑い時期は夏休みにするなど、参加者の体調や体力等を十分考慮し、活動内容の検討を進める必要がある。 【対応策】 ・引き続き安全に配慮しつつ、学級生に無理なく楽しく意欲的に取り組んでもらえるような講座等を企画する。また、新規入会を増やすために、寿学級の広報活動に努める。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	⑥市民カレッジの60歳以上の受講生数
担当部署	社会教育課

<現状と課題>

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「市民カレッジ」については、平成7（1995）年度から開講し、高度化する市民の学習ニーズに応じてきました。

令和元（2019）年度までに合計1,764名が卒業しており、今後も卒業生が地域で活躍できる機会と学習内容を拡充していく必要があります。

生涯学習の参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
市民カレッジの60歳以上の 受講生数（人）	64	72	62

<具体的な取り組み>

定期的な学習内容の見直しと、活動内容のPRに努め、参加者の拡充に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
市民カレッジの60歳以上の 受講生数（人）	70	70	70

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・市民カレッジのPR
- ・学習内容について

自己評価シート【4-2⑥市民カレッジ60歳以上の受講生数】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和5年2月15日～3月1日を一次募集期間、4月1日～4月15日を追加募集期間として、市民カレッジ受講者を募集した。 ・5月11日よりスタート編（1年生）及びステップアップ編（2年生）を開講した。 ・8月に前年度の卒業生を対象にフォローアップ調査を実施した。併せて「習志野市民カレッジOBボランティア制度」を案内した。	
自己評価結果 【○】 ・市民カレッジ60歳以上の受講者数 50人（令和4年度より10人減少、平均年齢71歳） ・一般市民も参加可能な公開型の講座を実施し、市民カレッジをPRすることができた。 ・講義後の受講生アンケートの結果や感想は比較的好評なものが多く、またスマートフォンやLINEの使い方講座など、受講生のニーズに合わせた運営ができています。 ・「習志野市民カレッジOBボランティア制度」に新たに8名の登録があった。（計30名、R5.9現在） 9月29日の「旧鵜田家住宅お月見の会」月待コンサートでは、制度を活用し卒業生にボランティアとしてご協力いただいた。	
課題と対応策 【課題】 ・市民カレッジ受講生の確保 【対応策】 ・ホームページや各施設におけるPR、受講生募集案内のチラシや広報原稿の工夫	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和5年5月11日～令和6年1月25日を期間とし令和5年度習志野市民カレッジを実施した。 ・ホームページの更新を行い、市民カレッジの学習風景や学事の様子を掲載した。 ・令和4年度卒業生へ向けてフォローアップ調査を行った。併せて卒業生を対象に「習志野市民カレッジOBボランティア制度」の案内をした。 ・令和6年2月15日～3月1日を申込期間として令和6年度市民カレッジ受講者を募集した。	
自己評価結果 【○】 ・市民カレッジの60歳以上の受講者数：47人（中間評価時より自身や家族の健康上の理由等により3名中途退学） ・スマートフォン講座やLGBTQの理解の促進を図る内容の講義など、受講生のニーズや情勢に合わせた講義を実施した。 ・卒業生へのフォローアップ調査及び「習志野市民カレッジOBボランティア制度」設立により、卒業生と地域活動の場をつなぐことができた。登録者数：36名（R6.3.31現在）。 ・12月24日に、市川市文化会館で開催された「習志野第九演奏会」では、制度を活用し卒業生にボランティアとしてご協力いただいた。	
課題と対応策 【課題】 ・まち歩き歩きの歩行距離が高齢者に長過ぎることや、受講生増加によって施設見学等での説明員との距離が遠くなり、加齢による難聴の受講生が説明を聞き取れない等の事例が発生しているため、実施方法の見直しが必要な講義がある。 【対応策】 ・まち歩き歩きの歩行距離の見直し、施設見学のグループ分け等を行う等の改善が必要である。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	⑦総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の60歳以上の会員数
担当部署	生涯スポーツ課

<現状と課題>

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30（2018）年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況（各年度末時点）

	平成30 （2018）年度	令和元 （2019）年度
総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の 60歳以上の会員数（人）	369	366

<具体的な取り組み>

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 （2021）年度	令和4 （2021）年度	令和5 （2022）年度
総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の 60歳以上の会員数（人）	400	400	400

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の60歳以上の会員数

自己評価シート

【4-2⑦総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の60歳以上の会員数】

年度	令和5（2023）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援している。 ・例年9月頃に、3クラブ合同のパークゴルフ大会を企画しているが、4年連続で台風により中止となっているため、開催時期を11月へ変更し企画した。	
自己評価結果 【◎】 ・総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の60歳以上の会員数 355人（令和4年度から13人増）と、会員数が増加し、令和5年度目標値400人に対し達成率88.7%であるため概ね達成できたとする。 ・ワクチン接種による東部体育利用により、活動日数が減少した団体があったが、年間利用調整の段階で対応し、活動日を確保することができた。	
課題と対応策 【課題】 ・コロナ前の会員数（H30年度末369人）に戻っていない。 ・総合型スポーツクラブの認知度が低い。 【対応策】 ・広報紙やホームページ、LINE等で会員数増加に向けた情報発信を行う。 ・初心者でも気軽に参加できる方法を検討し、新規会員獲得を目指す。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援している。 ・各クラブの認知度を高めるため、庁舎内のテレビモニターに2月1日～15日までの間、会員募集について広告を掲載した。	
自己評価結果 【◎】 ・総合型地域スポーツクラブ（3クラブ合計）の60歳以上の会員数は371人（3月末時点）と前期より16名増加したことから、効果があったと考える。 ・3クラブ合同のパークゴルフ大会を6年ぶりに開催し、各クラブより合計61名の参加があった。今後も同日程で開催する。	
課題と対応策 【課題】 ・各クラブとも、会員の高齢化による運営役員の担い手確保について課題を抱えている。 ・60歳以上の会員数は増加しているが、各クラブの会員数は減少傾向にある。 【対応策】 ・役員の定員を増員して業務を細分化する等、役員一人当たりの業務負担を減らす方法を検討し、現役世代の会員が役員を担いやすい環境をつくる。 ・新規会員数の増員を目標に、運動習慣がない方へのアプローチ方法を検討する。 ・各クラブ主催のスポーツまつりやパークゴルフ大会など、公共施設で事業を開催する際は、非会員に向けたアピールにも力を入れ、市内の認知度向上を目指す。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	⑧スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の60歳以上の参加者数
担当部署	生涯スポーツ課

<現状と課題>

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30（2018）年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況（各年度末時点）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の 60歳以上の参加者数（人）	107	71

<具体的な取り組み>

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2021) 年度	令和5 (2022) 年度
スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の 60歳以上の参加者数（人）	150	150	150

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の60歳以上の参加者数

自己評価シート

【4-2⑧スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の60歳以上の参加者数】

年度	令和5（2023）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）を実施し、高齢者が気軽に運動に参加できるよう努めた。昨年度好評であったコースを引き続き設定し、実施した。
自己評価結果 【△】 ・スポーツ奨励大会（歩け歩け大会：令和5年6月4日実施）の60歳以上の参加者数：56人
課題と対応策 【課題】 ・まずは、新型コロナウイルス感染流行前の数値に戻すことが課題である。 ・普段運動する人、イベントや行事への参加者は、固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題である。 【対応策】 ・大会開催についての広報活動を強化するとともに、初めてでも参加しやすいコース設定などを検討していく。

後期（実績評価）
実施内容 ・スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）を実施し、高齢者が気軽に運動に参加できるよう努めた。昨年度好評であったコースを引き続き設定し、実施した。
自己評価結果 【△】 ・スポーツ奨励大会（歩け歩け大会：令和5年6月4日実施）の60歳以上の参加者数：56人
課題と対応策 【課題】 ・新型コロナウイルスの5類移行に伴い、新たな様式で参加者を増やすことが課題である。 ・大会参加者の固定化が見られるため、新規の参加者を集めることが課題である。 【対応策】 ・来年度はコースが変わるので、歩け歩け大会の魅力を存分に伝えられるように、広報紙などを通して参加を呼び掛けを行う。